

小樽市公共施設再編計画

令和2年5月

小樽市

目 次

第 1 章 「公共施設再編計画」の策定について	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 公共施設再編計画の概要	2
1-3 再編が必要な背景	4
1-4 公共施設等総合管理計画における考え方	7
第 2 章 施設再編の考え方	15
2-1 再編方針	15
2-2 再編の在り方	16
2-3 再編検討の進め方	18
第 3 章 再編対象施設の機能と現状配置	20
3-1 再編対象施設	20
3-2 再編対象施設の配置状況	22
3-3 北海道小樽商業高等学校の活用	24
第 4 章 機能別の施設再編	25
4-1 学習・交流機能を有する施設	25
4-2 ホール機能を有する施設	27
4-3 運動機能を有する施設	29
4-4 福祉機能を有する施設	31
4-5 子育て機能を有する施設	33
4-6 行政機能を有する施設（消防庁舎を除く）	35
4-7 行政機能を有する施設のうち消防庁舎	37
4-8 郊外部の地区拠点施設について	38
4-9 博物館分室機能について	40
4-10 市場機能を有する施設	41
4-11 その他機能を有する施設	42
4-12 施設再編案のまとめ	44
4-13 民間連携の検討	47

第1章 「公共施設再編計画」の策定について

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、明治の開拓期から商工業、金融、海陸輸送などの分野で北海道の流通経済に大きな役割を果たしてきました。

大正11（1922）年の市制施行後も、商工業の発展や周辺町村との合併により、市街地や人口が拡大し、昭和35年の国勢調査には19万8,500人となりました。

また、人口増加や高度経済成長の背景のもと、市民ニーズに対応するため、学校や市営住宅などの公共建築物、道路・上下水道等のインフラ資産など、多くの公共施設等を整備してきました。

しかしながら、国勢調査人口は昭和35（1960）年をピークに減少に転じ年々減少しており、人口の減少とあわせ、少子高齢化なども進んでいます（住民基本台帳では、昭和39（1964）年9月の207,093人がピークとなっています。）。

財政面では市税収入の伸び悩み、扶助費の増大など取り巻く環境がより厳しくなると見込まれています。そのような中、今後、現在保有する多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっています。

こうした課題を解決するためには、公共施設等の計画的な維持管理や長寿命化（延命化）を図るとともに、統廃合等を行い将来負担の軽減を図ることが必要で、国土交通省においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25（2013）年11月）を策定しました。

これを受け総務省では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月）により、各自治体に対し、全ての公共施設等を対象に、管理等に関する基本的な考え方などを示す、「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画（長寿命化計画）」の策定を要請しました。本市においても平成28（2016）年度に「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、行政サービス水準を維持していくために、「公共施設の総量削減」と「長寿命化による更新費用の縮減」を目標としました。

公共施設等総合管理計画の目標実現に向け、公共施設（建築物）や道路などのインフラ施設など、分野別に個別施設計画の策定を進めており、この『公共施設再編計画』は、学校や市営住宅を除いた公共施設（建築物）を対象とする個別施設計画を策定するに当たり、将来に向けて整備し、維持していくべき施設の方向性を示すものです。

『公共施設再編計画』では集約や複合化などの再編を検討すべき「対象施設」を選定し、再編方針や再編手法を検討することで、再編後の具体的な公共施設の姿を提案しています。行政サービスの実施に支障のない範囲で施設量を可能な限り削減することを提案していますが、再編後の施設の具体的な利用形態等については今後計画の実施段階において検討を行うこととなります。

1-2 公共施設再編計画の概要

(1) 目的

平成28（2016）年度に策定した「小樽市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」の基本的な方針に基づき、「公共施設の総量削減」と「長寿命化による更新費用の縮減」という目標に向けて、着実かつ計画的な取り組みを進めることを目的に、「公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本市におけるまちづくりの最上位計画である「第7次小樽市総合計画」に掲げる「持続可能な行財政運営の推進」を図るとともに、「総合管理計画」の目標実現に向けて、各分野の実行計画（個別施設計画）の策定を現在進めています。

公営住宅や学校などを除く、公共施設（建築物）を対象とした「個別施設計画」は、「再編計画」と「長寿命化計画」の2つの計画で構成します。この再編計画は、将来に向けて整備・維持していきべき施設の方向性を定めるものです。また、長寿命化計画は再編計画に基づき、再編施設の整備時期や、単独で残す施設の改修内容及び改修時期、予防保全型の維持管理方針などを定めるものです。

なお、在り方や整備方針が定まっていない施設については、その方針を定めた後、状況に応じて個別施設計画を見直していきます。

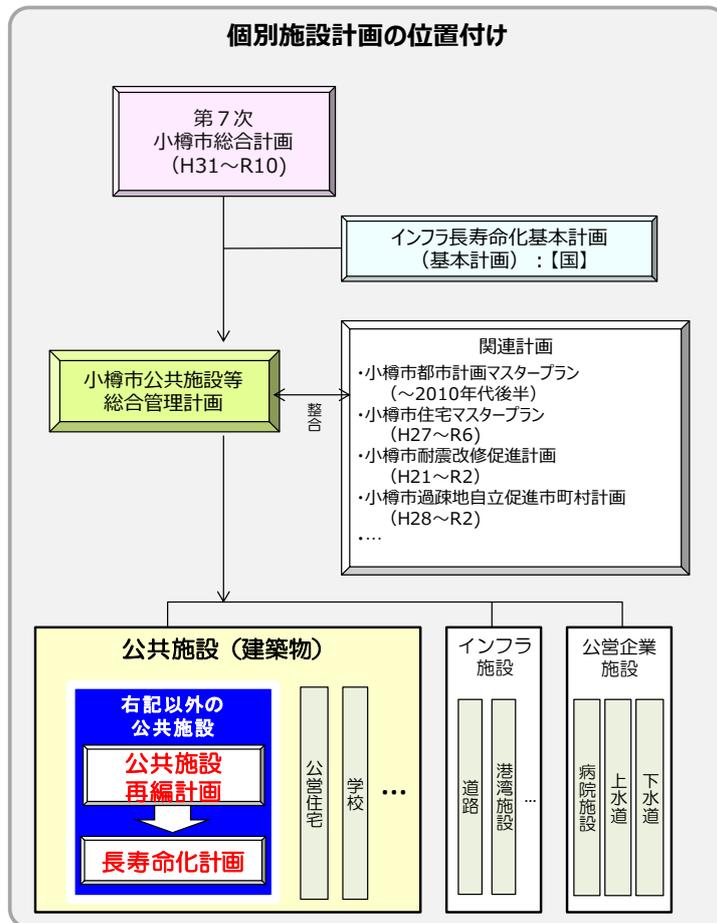


図 1-1 個別施設計画としての「公共施設再編計画」の位置付け

(3) 計画策定の流れ

- 平成29（2017）年度は、市民・利用者との意見交換を24施設で行い、「各施設の将来のあり方検討方針」をまとめました。 <下図Ⅱ-1>
- 平成30（2018）年度は、集約化や複合化など再編を検討すべき「対象施設」として39施設を選定し、再編方針や再編手法を定めました。 <下図Ⅱ-2①~③>
- 令和元（2019）年度は、再編素案を作成し、市民意見交換会を市内7か所で計8回行いました。 <下図Ⅱ-2④~⑤>
- 令和2（2020）年度は、『再編計画』を策定し、その後、『長寿命化計画』を策定します。 <下図Ⅱ-2⑥、下図Ⅱ-3>

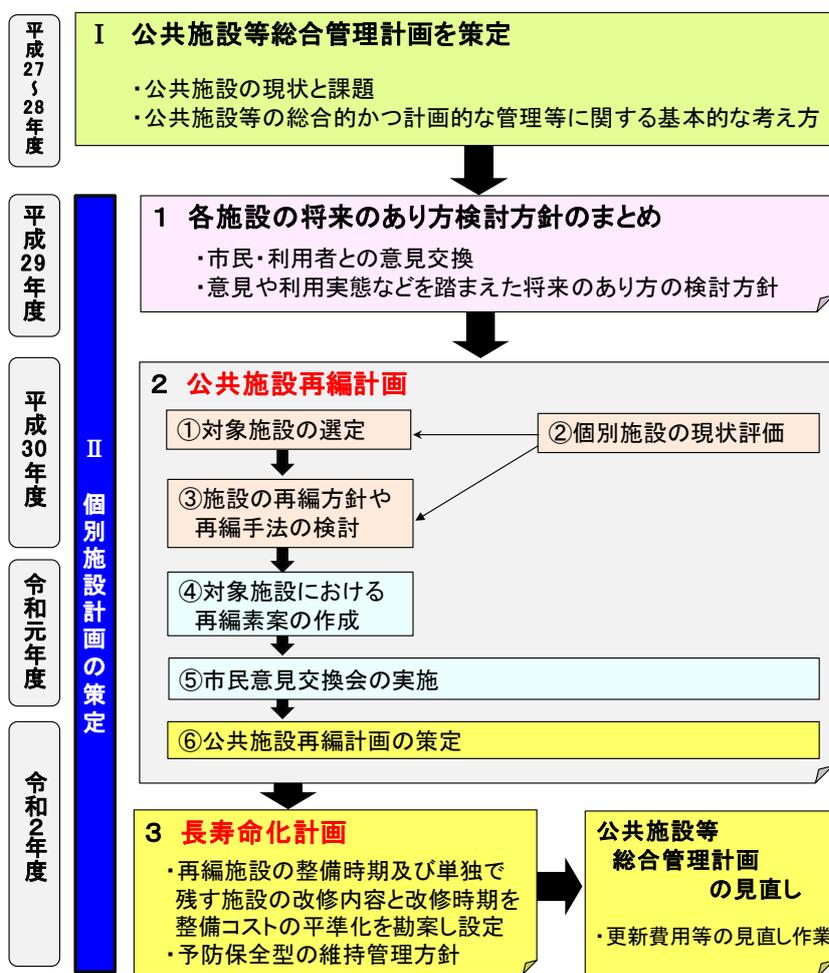


図 1-2 計画策定の流れ

(4) 計画期間

公共施設（建築物）は、長期にわたって維持管理が必要となることから、施設再編に当たっては長期的な視点に立って計画を定めることが必要です。また、上位計画である「総合管理計画」の計画期間は、令和40（2058）年度までであることから、本計画の計画期間も令和3（2021）年度から令和40（2058）年度までの38年間とします。

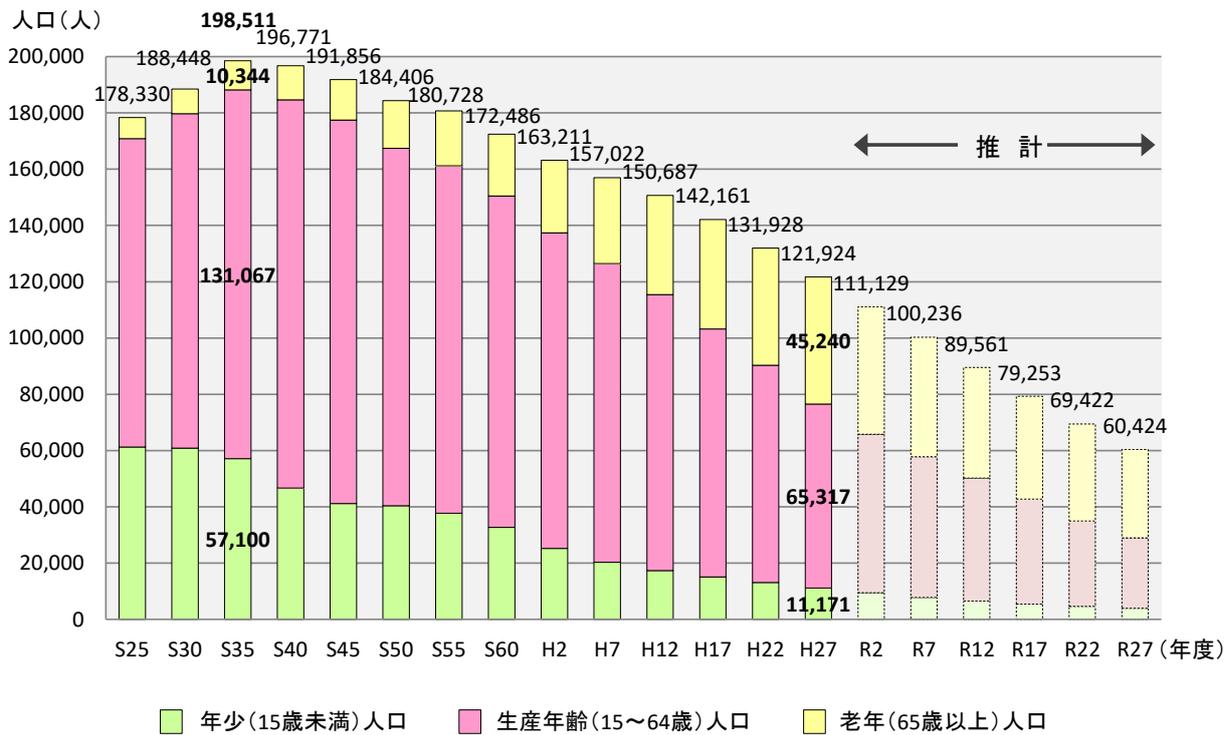
なお、社会情勢等の変化に対応するため、PDCAサイクルに基づき、概ね10年ごとに計画の見直しを実施します。

1-3 再編が必要な背景

(1) 人口の長期的な見通し

国勢調査の人口は、昭和35（1960）年にピークの198,511人となりましたが、その後、減少に転じ年々少なくなってきたおり、平成27（2015）年時点で121,924人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成27（2015）年国勢調査の人口を基に行った令和27（2045）年の将来推計によると、人口減少の傾向はまだ続くと推測されており、令和27（2045）年には国勢調査におけるピーク時（昭和35（1960）年）の30%の60,424人になると推計されています。



注) 平成27（2016）年の総人口（121,924人）には、年齢不詳を含むため、内訳の合計とは一致しない。

図 1-3 小樽市の人口推移と推計

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 財政の状況

【歳入】

普通会計における歳入額は、平成30（2018）年度で557.4億円となっています。

地方税や地方交付税など用途が自由な一般財源は10年間の平均で約366億円となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

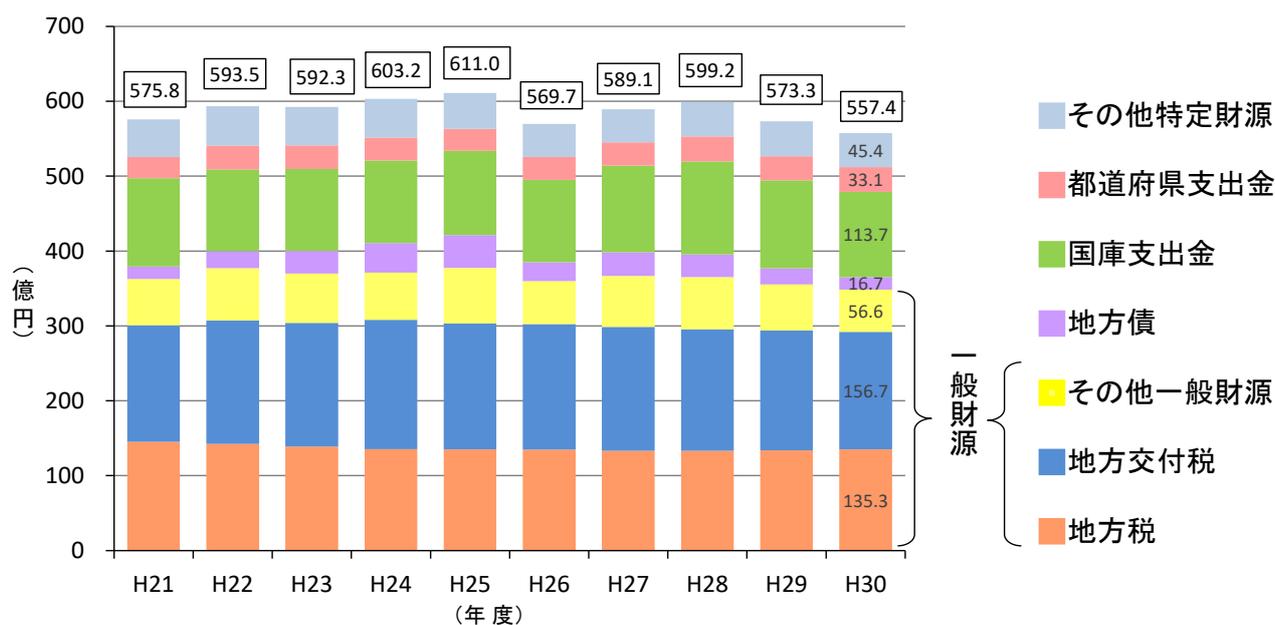
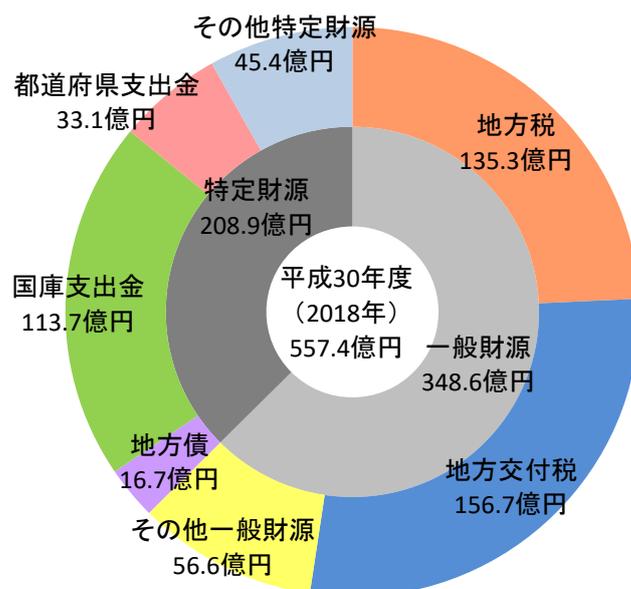


図 1-4 小樽市（普通会計）の歳入の内訳と推移

【歳出】

普通会計における歳出額は、平成30（2018）年度で555.1億円となっています。

歳出の傾向としては、扶助費が増加しており、歳出に占める義務的経費（※）の割合が増加しています。

歳入が伸び悩む中で、歳出における義務的経費（※）が占める割合の増加等から財政の硬直化が進み、政策的な事業を行う財源が減少傾向にあります。

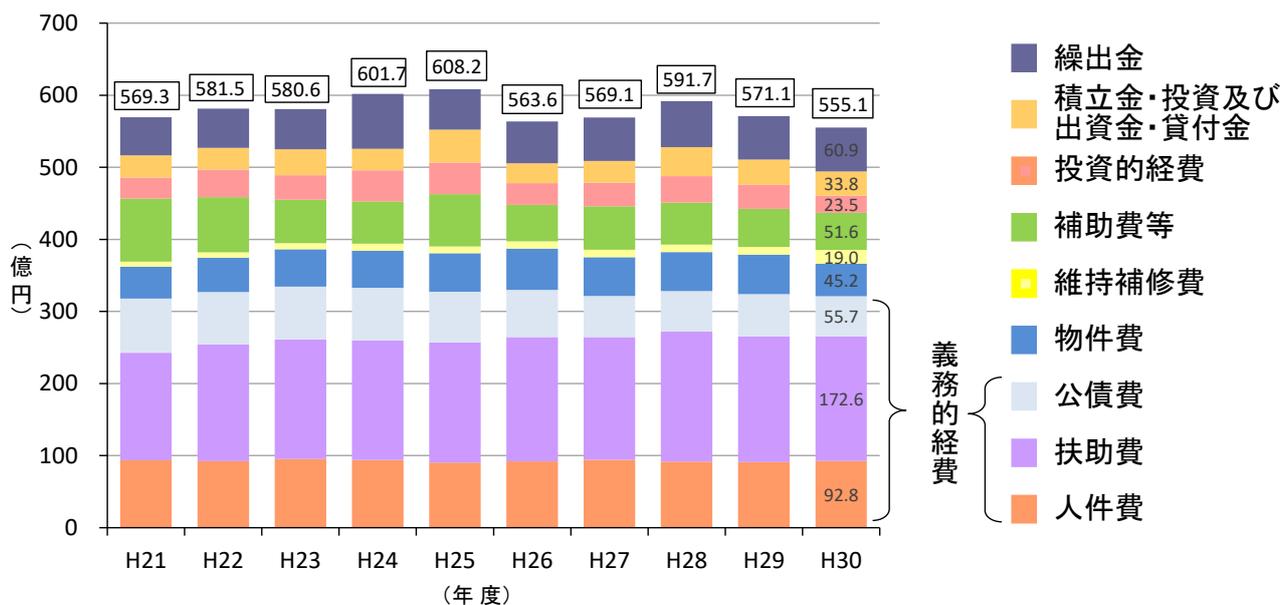
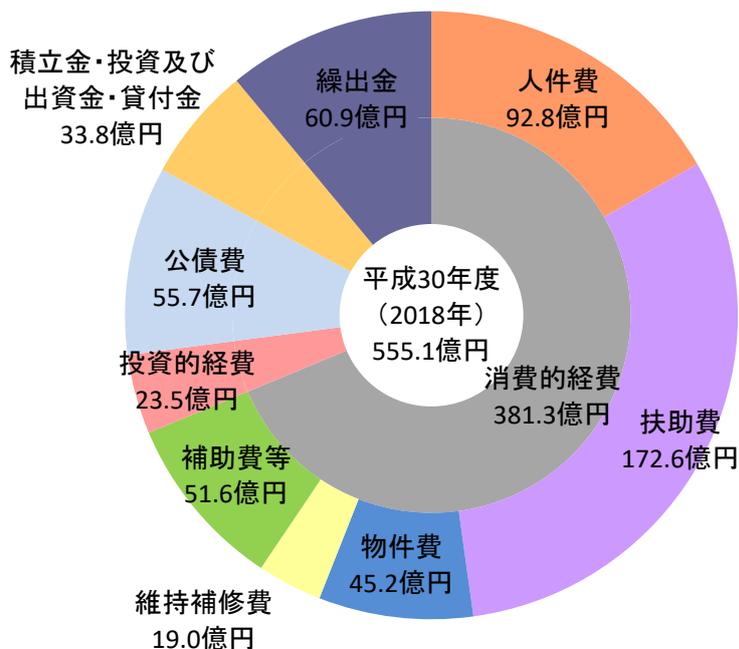


図 1-5 小樽市（普通会計）の歳出の内訳と推移

（※）「人件費」「扶助費」「公債費（債務の償還や利子の支払いに要する経費）」のことで、固定的な性格の強い経費。

1-4 公共施設等総合管理計画における考え方

「再編計画」は、平成 28（2016）年度に策定した「総合管理計画」の基本的な考え方に基づいて策定しています。

※本節で示すデータは、「総合管理計画」を策定した時点におけるものです。

(1) 公共施設の状況

① 公共施設の保有状況

本市が保有する公共施設のうち、延べ床面積100㎡未満の建物、文化財・歴史的建造物を除くと325施設、延べ床面積は約60万1千㎡になります。

公営住宅や学校教育系施設など、本計画と別に個別施設計画を策定する施設を除くと、120施設、延べ床面積は約16万5千㎡となります。

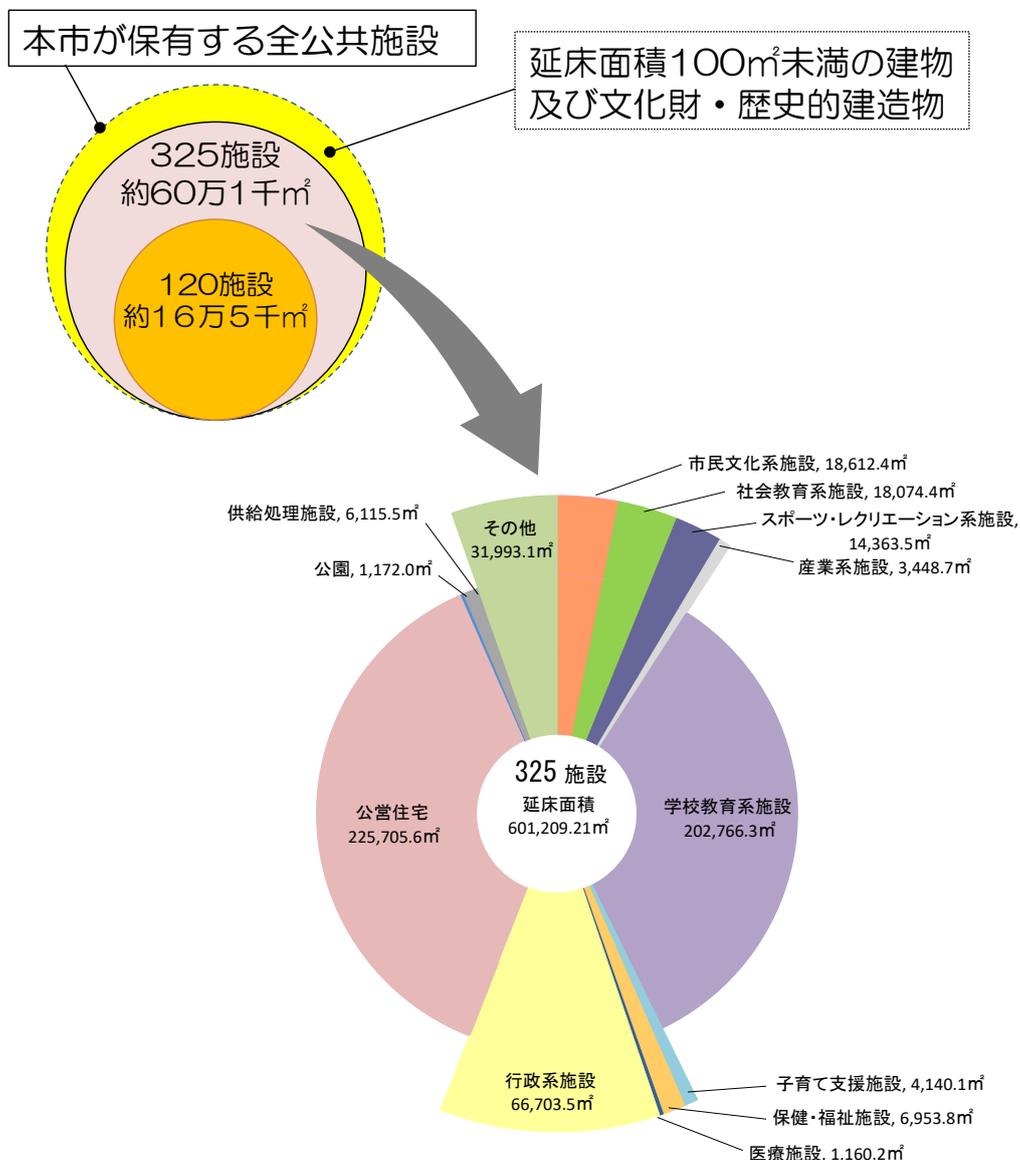


図 1-6 小樽市の公共施設の延べ床面積の割合

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

② 公共施設の建築後経過年数

公共施設の老朽化の状況を見ると、建築後30年から39年（昭和51年度から60年度に建設）の施設が最も多く延べ床面積で186,601.27㎡、全体の約31.0%を占めています。次に、建築後40年から49年（昭和41年度から50年度に建設）の施設となっており、延べ床面積で160,703.97㎡、全体の約26.7%となります。

建築後30年以上経過すると、建物の大規模改修の必要や設備機器等の更新時期を迎えることが多くなると一般的に言われておりますが、本市の場合、建築後30年以上を経過している公共施設は、延べ床面積で407,867.43㎡となっており、全体の約67.8%を占めています。

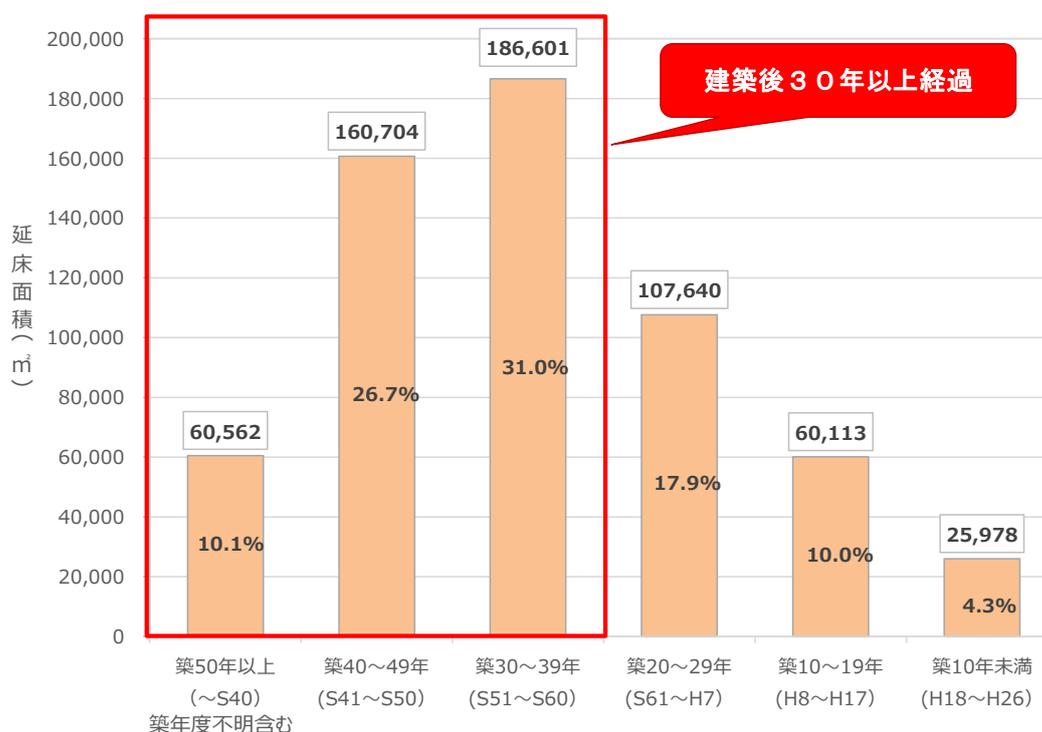


図 1-7 建築後の経過年数と延べ床面積の比較

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

③ 耐震化の状況

昭和56（1981）年5月以前の耐震基準（旧耐震基準）は、地震などの災害時における建物の耐震性に問題があるとされ、耐震補強などの対策を講じることが必要とされています。

本市の公共施設の建設年度別の延べ床面積を見ると、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準の延べ床面積が約34万6千㎡で全延べ床面積の57.5%を占めています。

そのうち、構造補強などの耐震化対策を実施済みの面積が約5万3千㎡となっており、15.2%となります。未実施の面積が約4万1千㎡（11.7%）、耐震化対策不要の面積が約9万9千㎡（28.6%）、不明が約15万4千㎡（44.5%）となります。

耐震化が必要で未実施のものと不明のものをあわせると、旧耐震基準の延べ床面積の56.2%となります。

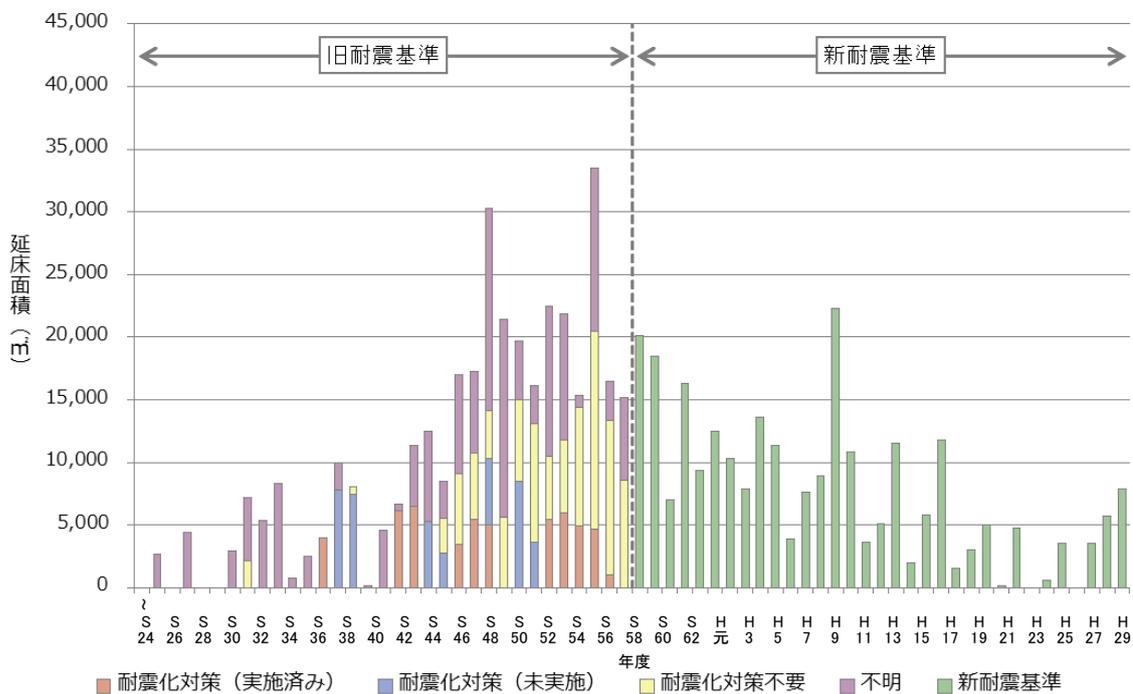


図 1-8 公共施設の建設年度別の耐震化対策の実施別延べ床面積

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

<耐震化対策区分>

- ・耐震化対策（実施済み）……旧耐震基準で建てられた建物で、耐震診断の結果、耐震性が不足していることが判明し、耐震化対策を実施したもの
- ・耐震化対策（未実施）……旧耐震基準で建てられた建物で、耐震診断の結果、耐震性が不足していることが判明したが、まだ耐震化対策を実施していないもの
- ・耐震化対策不要……旧耐震基準で建てられた建物で、耐震診断の結果、耐震化対策を実施する必要性がないと判明したもの
- ・不明……旧耐震基準で建てられた建物で、耐震診断を行っていないため、耐震化対策が必要かどうか不明のもの
- ・新耐震基準……新耐震基準で建てられた建物

(2) 公共施設等に対する市民の意向

平成28（2016）年度の「総合管理計画」の策定に当たり、公共施設等の現状や取組に関する情報を市民に周知するとともに、施策方針の検討に市民の意向を適切・的確に把握し反映するため、市民1,400名（無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施し、526名の方から回答を得ました。

そのうち、公共施設に関わる設問について、抜粋して以下に掲載します。

① 今後の公共施設について（今後の施策方針）

（ア）

「小樽市の人口は、令和22（2040）年には7万人まで減少すると見込まれており、このことを踏まえ、市全体における将来の公共施設の量についてどう思いますか」との問いに対して、「どちらでもない」と答えた方が最も多く（32.7%）、次に「やや多い」（21.7%）、「わからない」（20.5%）、「多い」（11.2%）となっています。

全体では、「少ない・やや少ない」と回答した方より、「多い・やや多い」と回答した方が多く、回答者の約3割程度の方が「多い・やや多い」と回答しています。



図 1-9 小樽市全体における将来の公共施設の量について（単数回答）

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

(イ)

「今後、公共施設やインフラ施設をそのまま維持していくためには、膨大な費用が必要になると見込まれており、一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、小樽市の財源は減少することが予測されます。そのような状況の中、特に公共施設を適切に維持・管理していくに当たり、どのような対策が重要と考えますか」との問いに対して、「利用状況や老朽度等を考慮し統廃合や廃止を行い、施設面積や施設数を段階的に減らしていく」方法や、「利用されなくなった施設の土地や建物を売却・貸付し収入を得る」方法が良いと回答した方が多く、半数以上の方が回答しています。

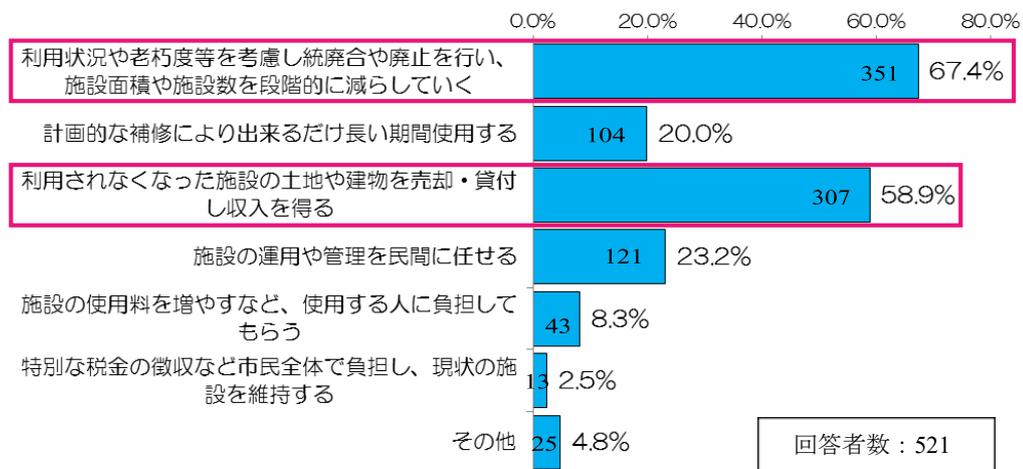


図 1-10 公共施設を適切に維持・管理していくための対策について（複数回答）

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

② 公共施設の再編について（公共施設に関する重要度）

前問の問いで「利用状況や老朽度等を考慮し統廃合や廃止を行い、施設面積や施設数を段階的に減らしていく」と答えた方で、「施設面積や施設数を減らしていく際に、どのような状況の施設から進めていくことがよいと思われますか」との質問に対して、「利用が少ない施設」、「同じ機能を持った公共施設が近くにある施設」、「安全性（耐震性、老朽化など）に問題のある施設」と回答した方が多くなっています。

とりわけ、「利用が少ない施設」と回答した方は、回答者の半数以上になっています。

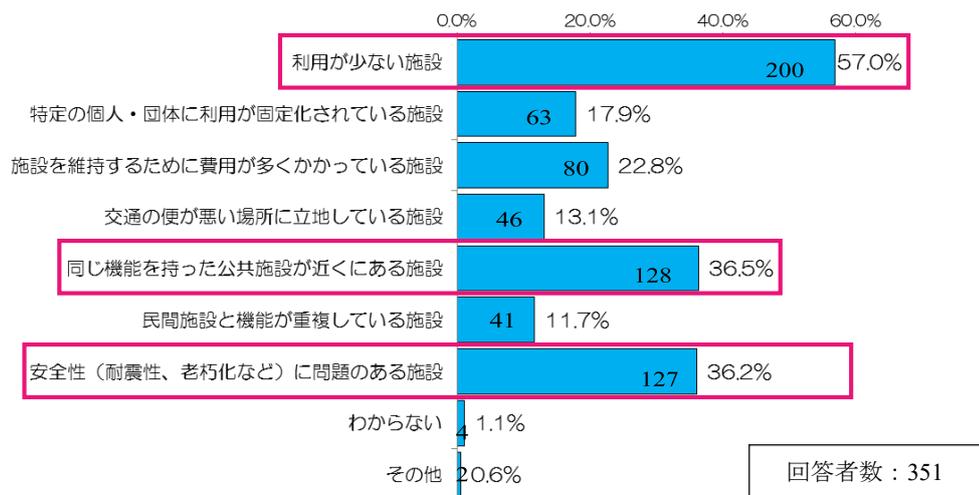


図 1-11 公共施設を減らすに当たりどのような状況の施設から進めていくことがよいか（複数回答）

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

③ 市民意向調査から導き出される方向性

このアンケート結果から、将来における公共施設の量について、多いと感じている市民が、少ないと感じている市民を上回っています（図 1-9）。

公共施設の今後について、市民の意見としては、統廃合や廃止、売却や貸付により総量を減らす方向で検討することが必要（図 1-10）で、利用頻度が少ない施設、同じ機能を持つ施設、耐震性などの安全性に問題を抱える施設から検討することが必要（図 1-11）と考えていることが伺えます。

(3) 公共施設の更新費用の推計

本市の公共施設について、将来の更新費用の推計を行ったところ、平成27（2015）年度からの40年間で総額2,531.8億円、40年間の平均で約63.3億円との結果が算出されました。

直近5年間（平成22（2010）年度から平成26（2014）年度）の公共施設にかかる投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分）の年平均が16.67億円であり、約3.8倍の費用が必要となります。

また、更新費用の推移をみると、当初の10年間（平成27（2015）年度から令和6（2024）年度）は、築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修に要する費用が更新費用の約半分を占めており、直近5年間の年平均の約4.8倍、約80億円の費用がかかると試算されました。

令和7（2025）年度以降しばらくは、直近5年間の年平均の3倍程度の更新費用で推移するものの、その後、昭和40年代後半に建設された建物が耐用年数の60年を迎えるため、建替え費用が発生し令和14（2022）年度から令和16（2024）年度には、再び80億円以上の更新費用が必要になる試算となります。

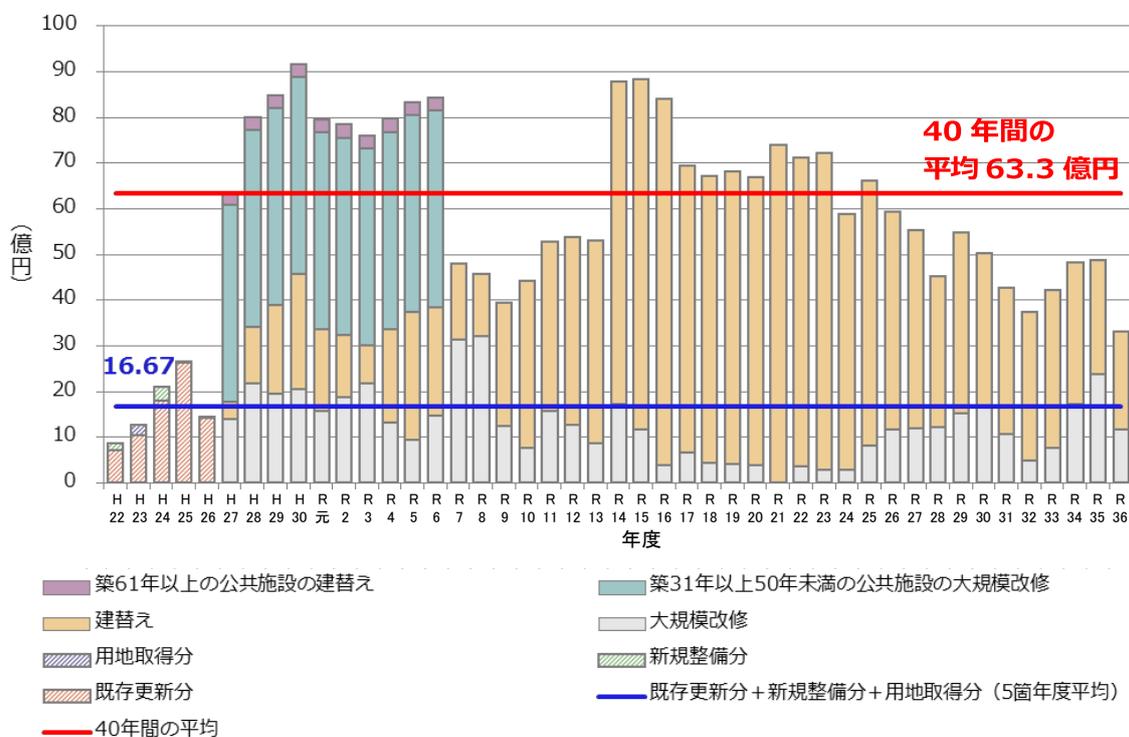


図 1-12 公共施設の更新費用

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」（総務省「公共施設等更新費用試算ソフト」により作成）

(4) 公共施設等総合管理計画の目標

本市においても、前述のとおり厳しい財政状況と公共施設等の老朽化対策の課題を抱えており、その課題解決と将来負担の軽減を図るため、平成28（2016）年度に公共施設等の計画的な管理等を定めた「総合管理計画」を策定しました。

「総合管理計画」では、現在保有する公共施設をこのまま40年間維持するためには、年平均で63.3億円の更新費用が必要と試算されました。一方、投資的経費の過去5年間（平成22（2010）年度から26（2014）年度）平均は16.67億円で約3.8倍の費用が必要となるとの結果となりました。このことから、今後、行政サービス水準を維持していくために、「公共施設の総量削減」と「長寿命化による更新費用の縮減」を目標としました。

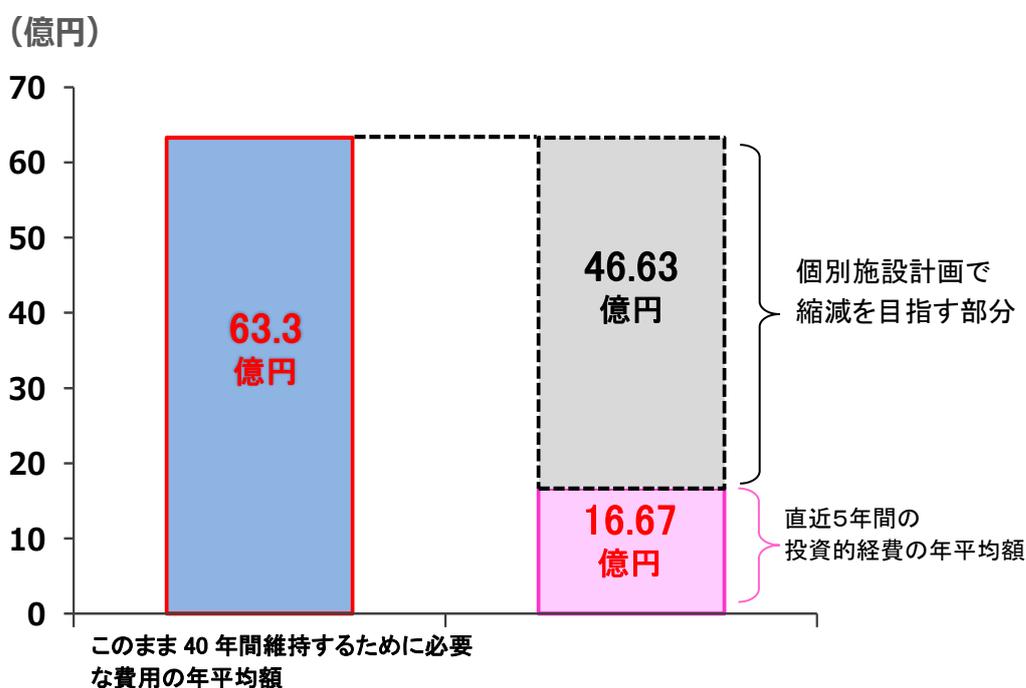


図 1-13 公共施設の現状の更新費用と更新費用縮減の試算

資料：「小樽市公共施設等総合管理計画」

第2章 施設再編の考え方

2-1 再編方針

(1) 再編方針

人口減少と少子高齢化が今後も進む見通しであり、将来の市民に過度な負担を残さず、持続可能な市民サービスの提供が図られるよう、次の3つの方針を基に公共施設の再編に取り組みます。

① 施設総量（延べ床面積）の削減

- 適切な行財政運営を継続するには、現在保有する公共施設を維持し続けることは困難であるため、公共施設の総量を削減していきます。

② 小樽市の特性や市民ニーズの変化に対応

- 社会情勢や市民ニーズの変化に対応できる公共施設を想定し、小樽市の地形や活用できる土地の制約を考慮して、効率的に再編していきます。

③ 安全性の確保

- 耐震基準を満たしていない施設は、優先的に再編を進めます。
- 継続して使用する建物のうち、耐震基準を満たさないものは、必要に応じて耐震改修を行い、安全性を確保します。

2-2 再編の在り方

(1) 基本的な考え方

本計画は、施設総量（延べ床面積）の削減を目指すものですが、単純に公共施設の廃止を進めるものではありません。

再編によって、施設の新設や改修による設備の更新やバリアフリー化などのハード面の充実ばかりではなく、利用者にとっても「各所に分散していた機能が一施設に統合されることで、より良質なサービスが効率的に受けられる」、「施設が複合化されることで、多世代交流が可能になる」といった「魅力の創造」も目指し、ソフト面の充実も図っていきます。

施設再編には下図のように「廃止」だけでなく、「複合化」「用途転用」などの様々な手法があります。

本計画では、施設ごとにこれら手法の適用の可能性を探り、施設総量の削減とともに利用者利便の確保・改善を目指した再編案を提案しています。

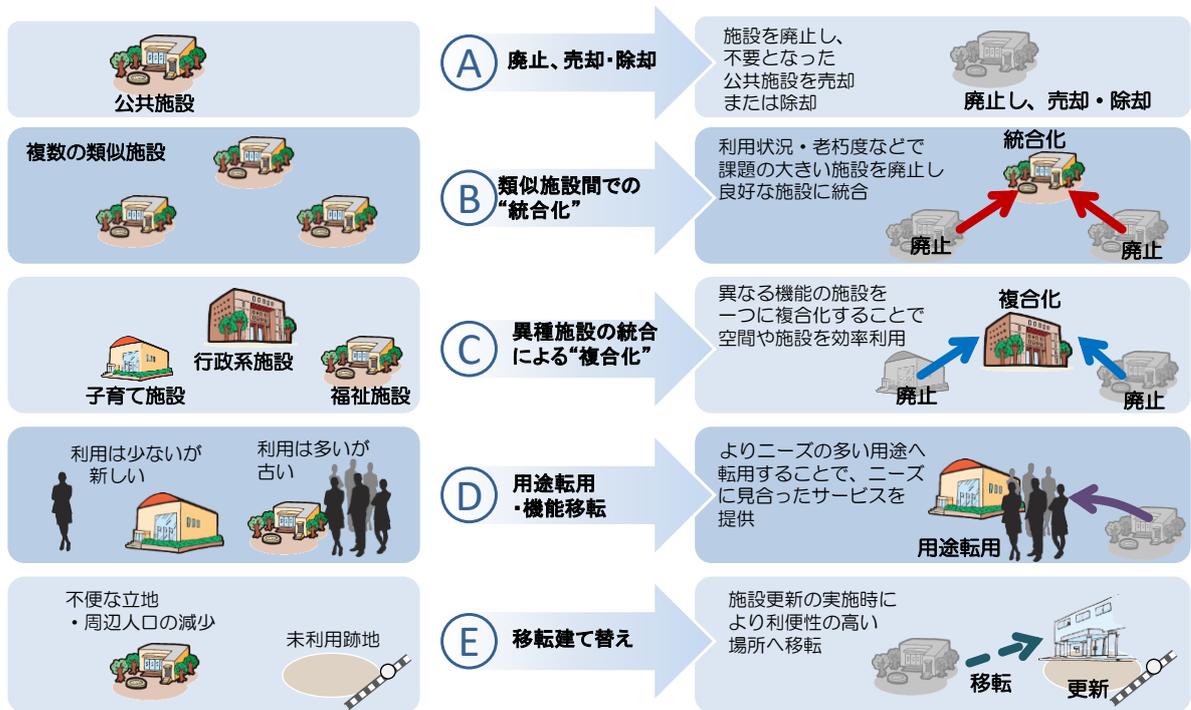


図 2-1 機能再編の様々な手法

(2) 建物確保策のパターン

施設再編の実現に当たり、建物確保策には以下のパターンが想定されます。

既存改修

- 他の施設を集約することで、施設保有量を減らすことができます。
- 施設を新設するより事業費が安くなります。
- 耐用年数が経過した建物を使い続けるため、維持のための負担が大きくなります。

建替え

- 最新の設備を備えた使いやすい施設とすることができますが、事業費が大きくなるので、将来の需要を勘案し、慎重な検討が必要です。
- 駐車場の確保など利便性を高めることができます。

借上げ

- 施設は保有しないため、施設保有量を大きく減らすことができます。
- 施設維持費は借上料のみなので、経費の平準化[※]が図られます。
- 立地や品質の良い建物を選択することにより、利用者の利便性や安全性が高まります。

※時間的な変動を均すことを指す。一時期に大きな経費が集中しないようにすること。

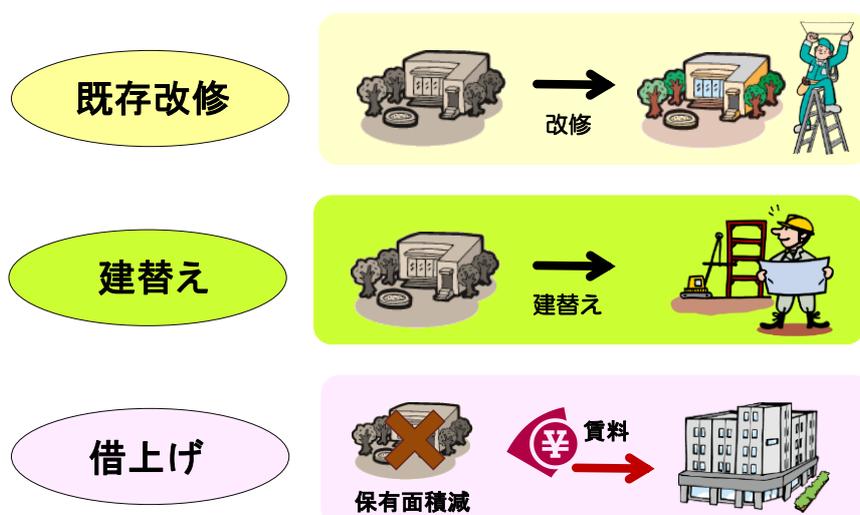


図 2-2 建物確保のイメージ

2-3 再編検討の進め方

(1) 再編手法

各施設の再編を検討するに当たり、以下の項目の検討を行います。

① 必要な機能・規模の検討

- 各施設について、ホールや会議室など各機能の利用の実態を詳細に分析し、将来の人口・年齢構成の見通しなどを踏まえ、市民サービスの将来における必要性や内容等を検討します。

② 機能に着目した施設再編の検討

- 平成 29（2017）年度にまとめた「各施設の将来のあり方検討方針」を踏まえ各機能を分解し、用途分類や所管部局の枠組みを越えて、統合化・複合化による再編案を検討します。

③ 民間事業者との連携の検討

- 市が施設を保有し続けることの必要性を検証し、市民の利便性や財政効果等を勘案して民間建物の活用について検討します。
- 市が行っているサービスを民間事業者や民間施設で代替可能であれば、民間への移転を検討します。

④ 財政負担の縮減の検討

- 長期的な財政負担が軽減されるよう、各施設の更新時期や更新費用等について比較し、再編案を検討します。

⑤ 事業順序の検討

- 施設の老朽度や耐震性などのデータと合わせ、現状の建物の劣化状況を把握し、各施設の改修時期を設定し、緊急性を勘案した事業順序を検討します。
- 再編対象施設の敷地面積は限られており、他に公共施設用地として利用できる土地も少ないことから、限られた土地の有効活用が可能な事業順序を検討します。

(2) 再編対象施設の抽出

本市が保有する公共施設のうち、公営住宅や学校教育施設など本計画と別に個別施設計画を策定するものや 100 m²未満と規模が小さいものを除き、施設の利用実態や建物の老朽化の状況などの比較評価を行いました。

比較評価から建物品質やコスト・利用状況に課題があるもの、平成 29（2017）年度の意見交換会などの市民議論において検討の必要性が高いと挙げられているものなど 39 施設を、優先的に再編を検討すべき「再編対象施設」として本計画の対象とします。

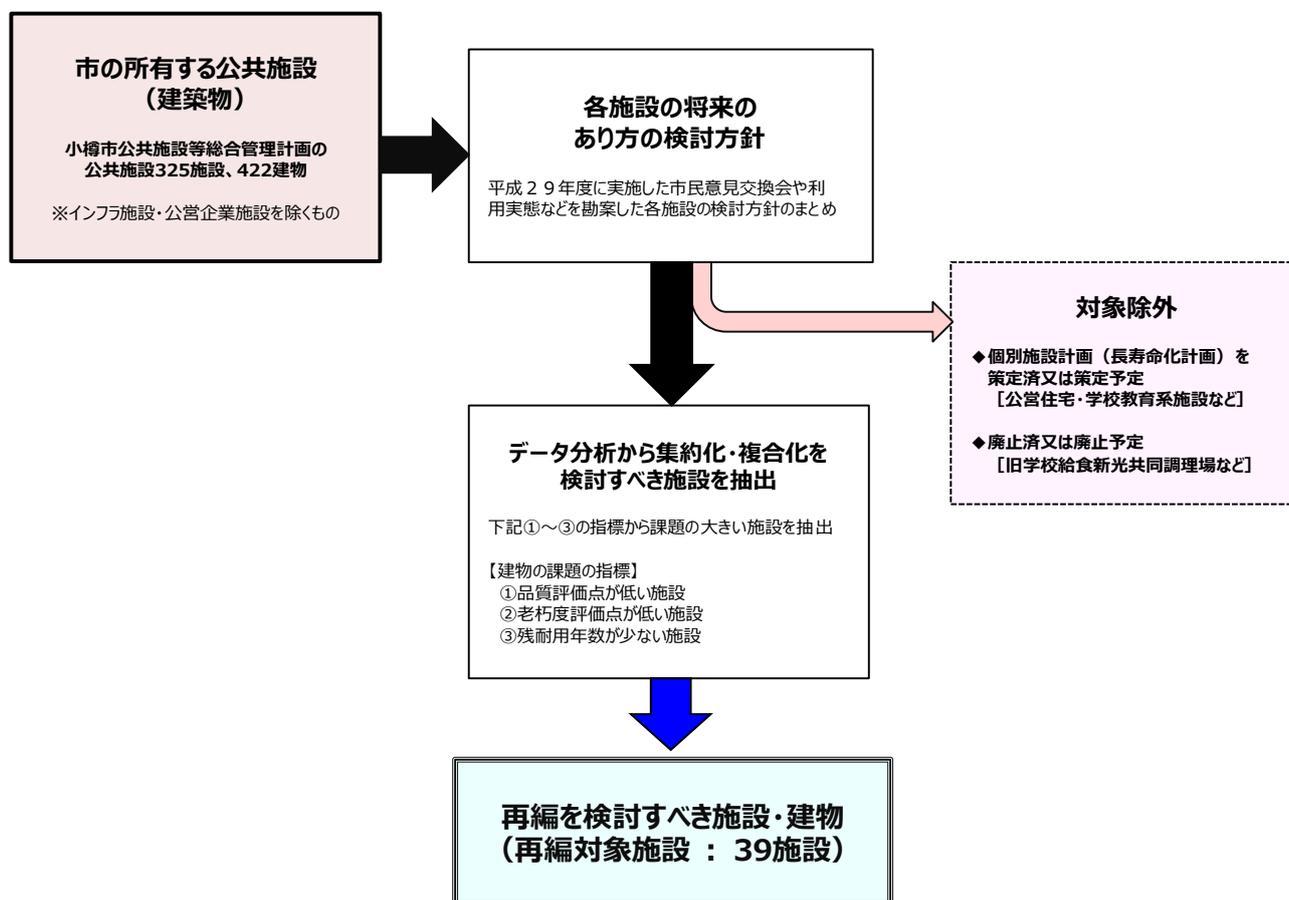


図 2-3 再編対象施設の抽出

第3章 再編対象施設の機能と現状配置

3-1 再編対象施設

再編対象施設は、次のとおりです。なお、同様の使い方をしている施設又は部屋を集約して利用効率を高めることを検討するため、施設又は部屋を9つの「機能別」に分けて再編案を検討します。

表 3-1 施設別一覧表

再編対象施設(かっこ内は建物名等)	学習・交流	ホール	運動	福祉	子育て	行政	博物館分室	市場	その他
1 勤労女性センター	●				●				
2 勤労青少年ホーム(ホーム・体育館)	●		●						
3 小樽市民会館	●	● 劇場							
4 銭函市民センター	●		●						
5 生涯学習プラザ	●								
6 文学館・美術館									●
7 旧石山中学校(石山収蔵庫)							●		
8 旧北手宮小学校(校舎・体育館)							●		
9 総合体育館			●						
10 産業会館		● 展示							
11 事業内職業訓練センター(旧堺小内)									●
12 最上保育所					●				
13 手宮保育所					●				
14 塩谷児童センター					●				
15 保健所庁舎						●			
16 総合福祉センター	● 料理講習室			●	●				
17 身体障害者福祉センター				●					
18 こども発達支援センター				●					
19 さくら学園				●					
20 生活サポートセンター				●					
21 本庁舎本館						●			
22 本庁舎別館						●			
23 消防本部庁舎						●			
24 本庁舎自動車庫(海側1、山側)						●			
25 水道局本庁舎						●			
26 教育委員会庁舎(庁舎、附属体育館)						●			
27 建設事業室庁舎(庁舎、土木資材倉庫、重機車庫)						●			
28 銭函サービスセンター						●			
29 塩谷サービスセンター(旧消防署塩谷出張所)						●			●
30 消防署手宮出張所						●			
31 消防署高島支所						●			
32 消防本部整備工場						●			
33 堺小学校記念室(旧堺小内)									●
34 市立高等看護学院(旧堺小内)									●
35 公設水産地方卸売市場(上屋、卸売場、検量施設、排水処理施設)								●	
36 旧高島魚揚場(上屋、事務所)									●
37 公設青果地方卸売市場(市場、冷蔵庫、倉庫)								●	
38 葬斎場									●
39 於古発川店舗C棟									●

表 3-2 機能別一覧表

① 学習・交流機能	
勤労女性センター	(講習室、調理講習室、和室、茶室、軽運動室、託児室)
勤労青少年ホーム	(集会室、調理室、講習室、和室、軽運動室)
小樽市民会館	(集会室、和室)
銭函市民センター	(集会室、娯楽室)
生涯学習プラザ	(学習室、和室、ふれあいホール)
総合福祉センター	(料理講習室)
② ホール機能	
1) 劇場ホール	小樽市民会館 (大ホール)
2) 展示ホール	産業会館 (大ホール、ホール(1～3号))
③ 運動機能	
勤労青少年ホーム	(体育館)
銭函市民センター	(体育室)
総合体育館	(アリーナ、体育室、トレーニング室)
④ 福祉機能	
総合福祉センター	
身体障害者福祉センター	
こども発達支援センター	
さくら学園	
生活サポートセンター	
⑤ 子育て機能	
勤労女性センター	(放課後児童クラブ)
総合福祉センター	(とみおか児童館)
手宮保育所	
最上保育所	
塩谷児童センター	
⑥ 行政機能	
保健所庁舎	
本庁舎本館、本庁舎別館、本庁舎自動車庫	
消防本部庁舎	
水道局本庁舎	
教育委員会庁舎	
建設事業室庁舎	
銭函サービスセンター	
塩谷サービスセンター	(旧消防署塩谷出張所を除く)
消防署手宮出張所、消防署高島支所	
消防本部整備工場	
⑦ 博物館分室機能	
旧石山中学校	(石山収蔵庫)
旧北手宮小学校	(校舎・体育館)
⑧ 市場機能	
公設水産地方卸売市場	
公設青果地方卸売市場	
⑨ その他	
文学館・美術館	
事業内職業訓練センター	
旧消防署塩谷出張所	(塩谷サービスセンター2階部分)
堺小学校記念室	
市立高等看護学院	
旧高島魚揚場	
葬斎場	
於古発川店舗C棟	

3-2 再編対象施設の配置状況

本市の公共施設は、主に市中心部に配置されており、機能別に分類し再編検討しますが、塩谷地区と銭函地区の公共施設再編については、機能にかかわらず地区ごとに検討を行います。

(1) 配置図（市全域）

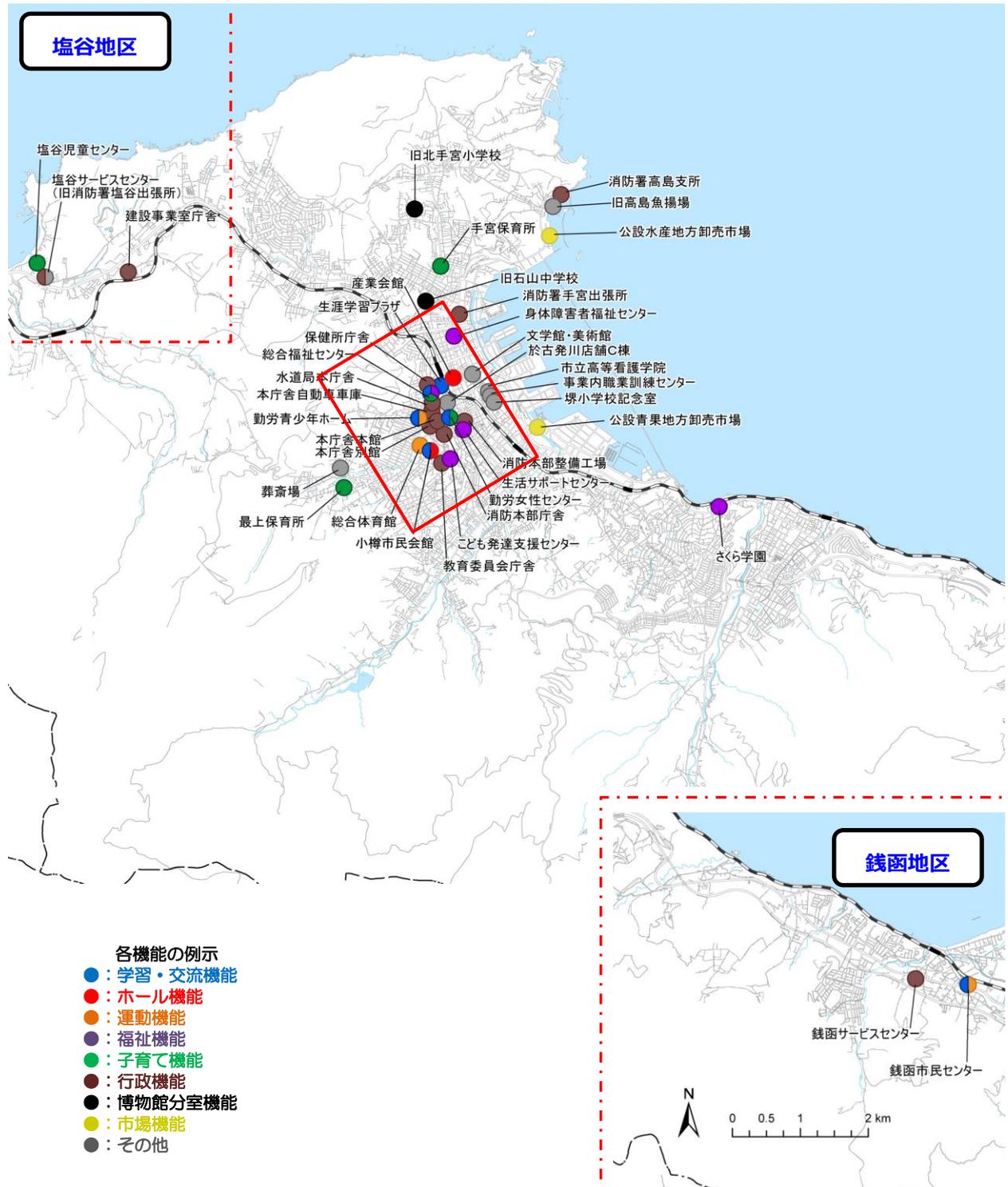


図 3-1 配置図（市全域）

(2) 配置図 (市中心部)

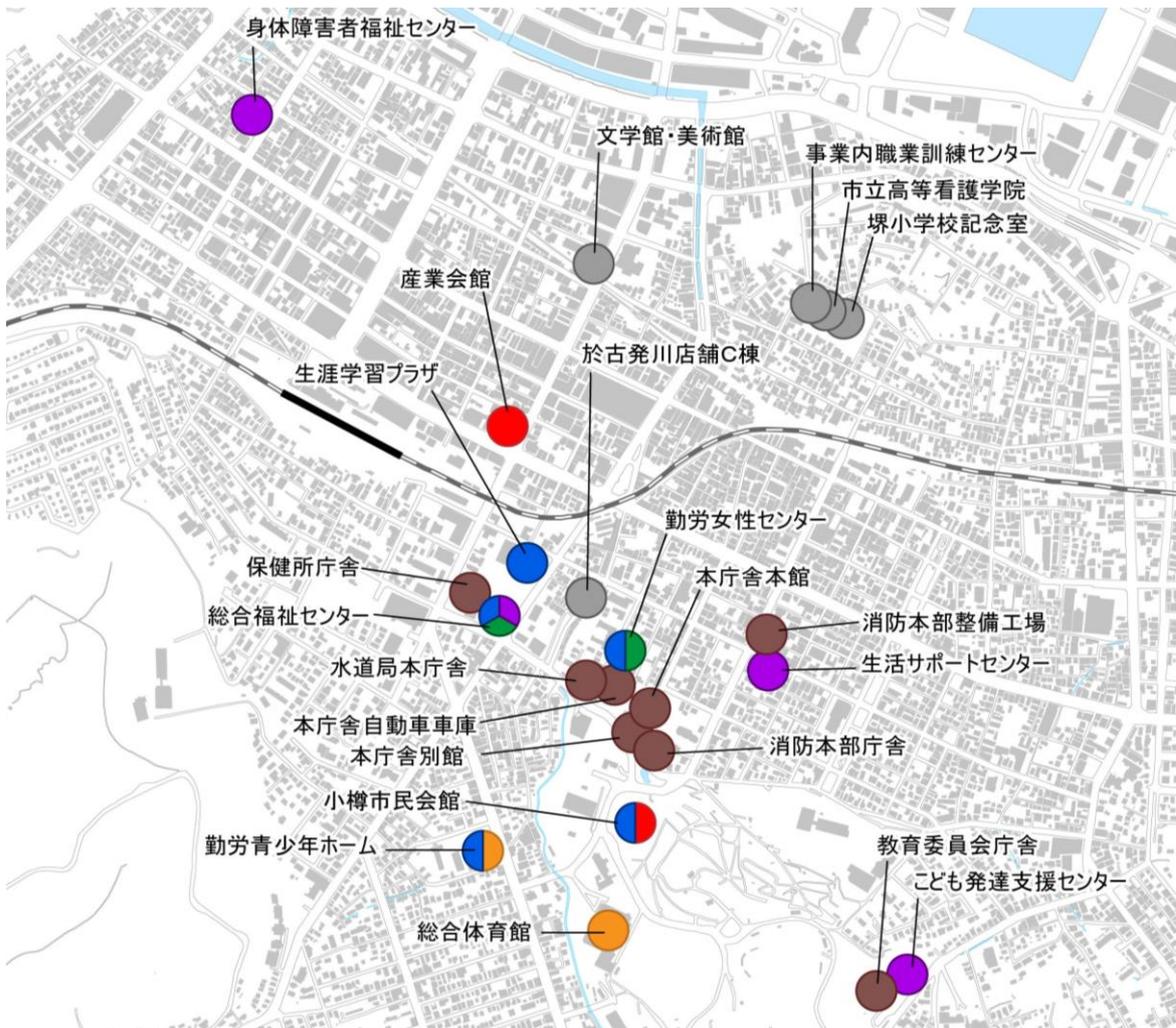


図 3-2 配置図 (市中心部)

- 各機能の例示
- : 学習・交流機能
 - : ホール機能
 - : 運動機能
 - : 福祉機能
 - : 子育て機能
 - : 行政機能
 - : 博物館分室機能
 - : 市場機能
 - : その他

3-3 北海道小樽商業高等学校の活用

北海道小樽商業高等学校（以下「商業高校」という。）は、令和 2（2020）年 3 月末で閉校し、同年 4 月に小樽市が北海道より同校を取得しました。

校舎は耐震改修工事を実施済の建物で利活用が可能であること、市中心部から比較的近く、公共交通アクセスが確保されていることから、本計画において施設の有効活用を図ります。

なお、施設の維持管理上、商業高校に移転する施設は、令和 3（2021）年度の早い段階から順次、移転を行います。



図 3-3 北海道小樽商業高等学校

写真出典：北海道小樽商業高等学校ホームページ

第4章 機能別の施設再編

第3章「3-1 再編対象施設」、「3-2 再編対象施設の配置状況」に示した機能ごと又は地域ごとに再編対象施設の現状、再編内容、再編に期待される効果等を以下に記載します。

4-1 学習・交流機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- ・ 勤労女性センターは、昭和49（1974）年建築の施設で、老朽化が著しく、耐震性も未確認となっている状況です。
- ・ 勤労青少年ホームは、昭和42（1967）年建築の施設で、老朽化が進んでいる状況です。
- ・ 稲穂小学校に併設された生涯学習プラザは、平成7（1995）年建築の新耐震基準の施設です。
- ・ 市民会館は、昭和38（1963）年建築の施設で、建築後50年以上が経過し、老朽化とともに耐震強度不足が確認されている施設です。
- ・ 総合福祉センターは、昭和45（1970）年建築の施設で、老朽化とともに耐震強度不足が確認されている施設です。再編案については福祉機能を有する施設として後述しますが、料理講習室のみ学習・交流機能の一つとして本節で検討します。
- ・ 勤労女性センターと勤労青少年ホームの軽運動室及び生涯学習プラザのホールについては、その利用方法が広めの学習・交流機能の部屋で対応可能なものであり、また、講習室や学習室などと一体的に利用されていることがあるため、学習・交流機能として位置付けしています。

表 4-1 再編対象施設の概要

勤労女性センター 1,015㎡ 昭和49(1974)年 建築	講習室等 調理講習室 託児室 軽運動室	6室 1室 1室 1室	計 141㎡ (利用率61%) 65㎡ (利用率39%) 65㎡ 121㎡ (利用率98%)
勤労青少年ホーム 817㎡ 昭和42(1967)年 建築	集会室等 調理室 軽運動室	4室 1室 1室	計 212㎡ (利用率27%) 39㎡ (利用率 3%) 157㎡ (利用率62%)
生涯学習プラザ 1,114㎡ 平成7(1995)年 建築	学習室等 ホール	7室 1室	計 359㎡ (利用率59%) 計 142㎡ (利用率59%)
小樽市民会館 7,405㎡ 昭和38(1963)年 建築	集会室等	14室	計 830㎡ (利用率17%)
総合福祉センター 2,776㎡ 昭和45(1970)年 建築	料理講習室	1室	104㎡ (利用率15%)

上記各室の合計面積 約 2,200 ㎡

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、各室の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

利用率は、平成 29 年度実績値を基本とし、午前・午後・夜間のうち、最大の利用率を部屋面積で加重平均した値です。

銭函市民センター（集会室等）

（P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照）

(2) 再編内容

- 生涯学習プラザ以外の学習・交流機能を有する施設は既に老朽化が進んでいますが、利便性が良い市中心部に統合化できる市所有の施設がないことから、各施設の在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持します。しかし、将来的には利用状況や社会情勢等を考慮し、統合化や複合化といった整備方針を定める必要があります。
- 生涯学習プラザは、利用率の低い産業会館 2 階ホールを廃止し、必要な改修を行った後、同ホール跡に移転します。
- 勤労女性センター内の「放課後児童クラブ」と老朽化した総合福祉センター内の「とみおか児童館」を生涯学習プラザ跡に移転します。（P33、「4-5 子育て機能を有する施設」を参照）

表 4-2 再編内容

施設名	再編内容
勤労女性センター	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の放課後児童クラブについては、生涯学習プラザが産業会館 2 階ホールへ移転後、生涯学習プラザ跡へ移転する 在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持する 在り方や整備方針については、引き続き検討を行う
勤労青少年ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持する 在り方や整備方針については、引き続き検討を行う
生涯学習プラザ	<ul style="list-style-type: none"> 産業会館の 2 階ホールへ移転する 移転後、生涯学習プラザ跡は「放課後児童クラブ」と「とみおか児童館」の複合施設として整備する
小樽市民会館 (集会室・談話室・和室)	<ul style="list-style-type: none"> 大ホールの整備方針が定まるまで、必要な保全を行い、現施設を当面維持する
総合福祉センター (料理講習室)	<ul style="list-style-type: none"> 総合福祉センターとして利用可能な民間施設等が生じるまで当面維持する
銭函市民センター (集会室等)	(P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)

(3) 施設再編に期待される効果等

生涯学習プラザの移転

- 生涯学習プラザを市中心部の産業会館 2 階ホールに移転することにより、施設利用者の利便性が高まります。
- 施設利用者が集まることで、まちなかのにぎわい形成にも繋がります。
- 「放課後児童クラブ」と「とみおか児童館」は、共に老朽化施設に分散配置していることから、既存施設を有効活用し、移転することで、子どもの居場所としての環境と安全面の向上が図られます。（P33、「4-5 子育て機能を有する施設」を参照）

4-2 ホール機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 市民会館は、昭和38（1963）年建築の施設であり、建築後50年以上が経過し、老朽化とともに耐震基準を満たしていないことが確認されている施設です。
- 市民会館の1,000人規模の客席を有する大ホールについては、利用率24%（年間延べ263回の利用）であり、このうち市民センター（マリンホール 座席数 453席）の収容人員を超える454人以上の催事については、年間平均40回（音楽ホールとしての利用は10数回）です。
- 産業会館は、市と民間企業が区分所有している建物の地下1階、1階及び2階のうちの市所有部分であり、昭和31（1956）年建築の古い建物ですが、耐震基準を満たしている施設です。
- 産業会館は、市中心部の利便性が高い場所に立地しておりますが、市が所有する2階ホールの利用率は17%と低い水準となっております。

表 4-3 再編対象施設の概要

小樽市民会館 7,405㎡ 昭和38（1963）年 建築	大ホール 6,200㎡（利用率24%） 座席数：1,216席
産業会館 2,138㎡ 昭和31（1956）年 建築	2階ホール 4室 計 351㎡（利用率17%）

注）施設面積は、建物の延べ床面積

ホールの利用率は、午前・午後・夜間の利用回数を利用可能回数（開館日数×3）で除した値です。

(2) 再編内容

- 小樽市民会館（大ホール）は、整備方針が定まるまで、必要な保全を行い、現施設を当面維持します。
- 産業会館（2階ホール）は、利用率の低い展示ホール機能を廃止し、市中心部にあるこの場所を有効活用するため、必要な改修を行い、生涯学習プラザを移転し学習・交流機能として整備します。

表 4-4 再編内容

施設名	再編内容
小樽市民会館 （大ホール）	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針が定まるまで、必要な保全を行い、現施設を当面維持する ・整備方針については、引き続き検討を行う
産業会館 （2階ホール）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率の低い展示ホールの機能を廃止し、生涯学習プラザの移転先として建物を有効活用する

(3) 施設再編に期待される効果等

市民会館の整備

- 整備方針を検討するに当たっては、市民の文化・芸術振興に寄与し、市民の文化・芸術の育成が図られることを目指します。
- 再整備をする場合には、多額の建設費がかかるため、民間ノウハウを効果的に活用することを検討し、建設費の縮減を図るとともに、建設後の維持管理費の低減も図ります。

産業会館 2 階ホールの活用

- 生涯学習プラザを移転することで、施設利用者の利便性が高まり、生涯学習事業の活性化が期待できます。また、施設利用者が集まることで、まちなかのにぎわい形成にも繋がります。

4-3 運動機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 総合体育館は、昭和 49（1974）年建築の施設であり、老朽化とともに耐震基準を満たしていないことが確認されています。アリーナのほか体育室やトレーニング室があり、利用率は高い水準にあります。
- 勤労青少年ホームの体育館は、昭和 45（1970）年建築の施設であり、老朽化が進んでいます。

表 4-5 再編対象施設の概要

総合体育館 8,514㎡ 昭和49(1974)年 建築	アリーナ	2,425㎡	(利用率 80%) (バスケットボールコート3面分)
	第1体育室	160㎡	(利用率 66%)
	第2体育室	165㎡	(利用率 67%)
	第3体育室	370㎡	(利用率 97%)
	第4体育室	620㎡	(利用率 79%)
	トレーニング室	138㎡	(利用率 85%)
		上記の合計	6室 3,878㎡
勤労青少年ホーム体育館 832㎡ 昭和45(1970)年 建築	体育室	640㎡	(利用率77%)

上記各室の合計面積 約 4,500 ㎡

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、各室の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

体育室等の利用率は、午前・午後・夜間のうち、利用率最大のを部屋面積で加重平均した値です。

銭函市民センター（体育室）（P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照）

(2) 再編内容

- 総合体育館は、老朽化が進んでおり、耐震基準を満たしていないことが確認されているため、再整備する必要があり、整備場所は旧緑小学校の敷地を想定しています。市民要望がある新市民プールの併設や体育館と新市民プールそれぞれ単独での再整備を検討します。
- 勤労青少年ホームの体育館は、今後の青少年ホームの在り方や整備方針が定まるまで、現施設を当面維持します。

表 4-6 再編内容

施設名・建物名	再編内容
総合体育館	・新市民プールの整備方針が定まるまでは現施設を当面維持する ・新市民プール併設のほか、体育館と新市民プールそれぞれ単独での整備方針について、引き続き検討する
勤労青少年ホーム (体育館)	・勤労青少年ホームの在り方や整備方針が定まるまで現施設を当面維持する

銭函市民センター (体育室)	(P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)
-------------------	--------------------------------

(3) 施設再編に期待される効果等

総合体育館の整備

- 整備方針を検討するに当たっては、市民の健康増進やスポーツ振興に寄与し、より多くの方がスポーツに触れる機会が増えることを目指します。
- 再整備をする場合には、多額の建設費がかかるため、民間ノウハウを効果的に活用することを検討し、建設費の縮減を図るとともに、建設後の維持管理費の低減も図ります。

4-4 福祉機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 総合福祉センターは、昭和 45（1970）年建築の施設で、老朽化とともに耐震基準を満たしていないことが確認されています。
- 総合福祉センターには社会福祉協議会や老人福祉センターのほか、会議室や浴室などがあります。
- 身体障害者福祉センターは、昭和 56（1981）年建築の施設で、老朽化が進んでいます。
- 生活サポートセンターは、昭和 36（1961）年建築の老朽化した市営住宅に併設しています。
- ども発達支援センターは、昭和 56（1981）年建築の旧東山中学校の老朽化し耐震性が未確認の校舎を活用した施設で、教育委員会庁舎の 1 階にあります。
- さくら学園は、昭和 62（1987）年建築で耐震基準を満たした施設です。

表 4-7 再編対象施設の概要

総合福祉センター 2,776㎡ 昭和45(1970)年 建築	社会福祉協議会等事務局	157㎡
	老人福祉センター(娯楽室など)	421㎡
	点字図書館	198㎡
	会議室等 6室 (利用率42%) 計	354㎡
身体障害者福祉センター 619㎡ 昭和56(1981)年 建築	事務室	53㎡
	体育室 (利用率91%)	154㎡
	機能回復訓練室 (利用率82%)	45㎡
	集会室等 2室 (利用率40%) 計	77㎡
生活サポートセンター(花園共同住宅内) 98㎡ 昭和36(1961)年 建築		生活サポートセンター 98㎡

上記各室の合計面積 約1,600㎡

ども発達支援センター(教育委員会庁舎内) 540㎡ 昭和56(1981)年 建築	ども発達支援センター	412㎡
--	------------	------

さくら学園 650㎡	昭和62(1987)年 建築
---------------	----------------

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。複合施設の場合は、当該施設の専有分面積です。

機能の面積は、事務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

(2) 再編内容

- 総合福祉センター及び身体障害者福祉センターは、老朽化が進んでおり、現施設から移転や建替え等の必要があります。しかし、利用者が高齢者や身体障害者のため、利便性の良い市中心部が望ましいですが適地がないため、利用可能な民間施設等が生じるまで現施設を当面維持します。
- 生活サポートセンターは、福祉サービスの向上を図るため、福祉の相談機能と合わせて市本庁舎へ移転します。
- こども発達支援センターは、子どもたちの安全性を確保するため、耐震基準を満たしている商業高校跡に移転します。

表 4-8 再編内容

施設名・建物名	再編内容
総合福祉センター	・利用可能な民間施設等が生じるまで、現施設を当面維持する
身体障害者福祉センター	
生活サポートセンター	・福祉の相談機能と合わせて市本庁舎へ移転する
こども発達支援センター	・耐震基準を満たしている商業高校跡へ移転する
さくら学園	・耐震基準を満たしていることから、現施設を維持する

(3) 施設再編に期待される効果等

こども発達支援センターの移転

- 耐震基準を満たしている商業高校跡の建物に移転することで、利用者の安全性が確保できます。

生活サポートセンターの移転

- 市本庁舎へ移転することにより、福祉サービスのワンストップ化が図られます。

4-5 子育て機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 勤労女性センター内の「放課後児童クラブ」は、昭和 49（1974）年建築の建物内の施設で、老朽化が著しく、耐震性も未確認となっている状況です。
- 総合福祉センター内の「とみおか児童館」は、昭和 45（1970）年建築の建物内の施設で、老朽化とともに耐震基準を満たしていないことが確認されています。
- 手宮保育所、最上保育所は、昭和 50（1975）年、昭和 51（1976）年にそれぞれ建築された施設で、老朽化が進んでいます。手宮保育所は耐震性が未確認であり、最上保育所は併設する市営住宅と併せて耐震改修工事を実施済です。

表 4-9 再編対象施設の概要

勤労女性センター 1,015㎡ 昭和49（1974）年 建築	放課後児童クラブ 156㎡
総合福祉センター 2,776㎡ 昭和45（1970）年 建築	とみおか児童館 360㎡

上記各室の合計面積 約 520 m²

手宮保育所 720㎡	昭和50（1975）年 建築
最上保育所 420㎡	昭和51（1976）年 建築

上記の合計面積 約 1,100 m²

注）施設面積は、建物の延べ床面積です。複合施設の場合は当該施設の専有分面積です。

機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

塩谷児童センター（P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照）

(2) 再編内容

- 勤労女性センター内の「放課後児童クラブ」を利用する児童は、稲穂小学校の児童であり、学校から離れた場所に通うことになるため、安全性の確保が課題となっています。この課題を解決するために、老朽化した総合福祉センター内の「とみおか児童館」とともに生涯学習プラザ跡に移転します。
- 施設の老朽化が進んでいる手宮と最上の両保育所は、現状の稼働状況や将来の保育需要を勘案し、両保育所の在り方や整備方針を検討します。

表 4-10 再編内容

施設名「機能名」	再編内容
勤労女性センター内 「放課後児童クラブ」	・「放課後児童クラブ」及び「とみおか児童館」を生涯学習プラザ跡に移転する
総合福祉センター内 「とみおか児童館」	
手宮保育所	・両保育所の在り方や整備方針が定まるまで、現施設を当面維持する
最上保育所	
塩谷児童センター	(P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)

(3) 施設再編に期待される効果等

稲穂小学校の「放課後児童クラブ」及び「とみおか児童館」の移転

- 「放課後児童クラブ」と「とみおか児童館」は、共に老朽化施設に分散配置していることから、既存施設を有効活用し、移転することで、子どもの居場所としての環境と安全面の向上が図られます。

4-6 行政機能を有する施設（消防庁舎を除く）

(1) 対象施設の現状

- 現在の本庁舎（本館、別館）の周辺に水道局庁舎と保健所庁舎が立地していますが、いずれも1970年代以前に建てられた庁舎であり、建物や設備の老朽化が進んでいます。なかでも、本庁舎別館や保健所庁舎など、耐震基準を満たしていない老朽庁舎があり、対策が必要となっています。
- 教育委員会庁舎は、昭和56（1981）年建築の旧東山中学校の老朽化し耐震性が未確認の校舎を活用した施設です。
- 塩谷地区に建設事業室の庁舎、車庫及び倉庫が立地していますが、庁舎と重機車庫は1970年代の建物であり、老朽化が進んでいます。

表 4-11 再編対象施設の概要

本庁舎本館 <歴史的建築物>	3,441㎡	昭和8(1933)年	建築
本庁舎別館	7,758㎡	昭和37(1962)年	建築
水道局本庁舎	2,697㎡	昭和48(1973)年	建築
保健所庁舎	2,093㎡	昭和47(1972)年	建築
教育委員会庁舎	2,841㎡	昭和56(1981)年	建築
本庁舎自動車車庫(海側1、山側)等 合計	564㎡	昭和44(1969)年、昭和57(1982)年	建築
建設事業室庁舎	439㎡	昭和49(1974)年	建築
建設事業室 重機車庫	291㎡	昭和49(1974)年	建築
建設事業室 土木資材倉庫	265㎡	昭和56(1981)年	建築

上記の合計面積 約 20,400 ㎡

注) 上記以外にも少数の職員が勤務する施設がありますが、記載を省略しています。

塩谷サービスセンター (P38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)

銭函サービスセンター (P38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)

(2) 再編内容

- 行政の効率化と市民サービスの向上を図るため、分散している庁舎を統合しますが、再編に当たっては、市指定歴史的建造物である本庁舎本館は議会機能を集約し、本庁舎別館や保健所庁舎など耐震基準を満たしていない庁舎については、現本庁舎敷地に新市庁舎を建て替えて統合します。
- 教育委員会庁舎は、耐震基準を満たしている商業高校跡に移転します。
- 建設事業室庁舎は、市中心部にある教育委員会庁舎跡を活用し、移転します。なお、教育委員会庁舎跡の建設事業室を除いた部分については、有効活用を検討します。

表 4-12 再編内容

施設名・建物名	再編内容
本庁舎本館	• 必要な改修を行い、議会機能を集約する
本庁舎別館	• 行政機能を現本庁舎敷地に新市庁舎を建て替えて統合する
本庁舎自動車庫	
水道局庁舎	
保健所庁舎	
教育委員会庁舎	• 耐震基準を満たしている商業高校跡へ移転する • 現建物は建設事業室庁舎として有効活用し、それ以外の部分についても有効活用を検討する
建設事業室庁舎等	• 教育委員会庁舎跡に必要な改修を行い、移転する • 現建物を有効活用しない場合は廃止し、除却する
塩谷サービスセンター	(P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)
銭函サービスセンター	

(3) 施設再編に期待される効果等

本庁舎・保健所庁舎・水道局本庁舎の統合

- 耐震基準が満たされていない本庁舎別館を建て替えることで、市民等の安全性を確保することができます。
- 災害時の対策本部としての機能を確保できます。
- 水道局本庁舎、保健所庁舎と統合することにより、行政サービスのワンストップ化が図られ、市民の利便性が高まります。

教育委員会庁舎の移転

- 耐震基準を満たしている商業高校跡の建物に移転することで、利用者の安全性が確保できます。
- 商業高校跡の体育施設を一般開放することができる。

建設事業室庁舎の移転

- 市中心部にある教育委員会庁舎跡に移転することにより、市内全域における道路・河川等への作業対応がこれまでより効率的に行えるようになります。

4-7 行政機能を有する施設のうち消防庁舎

(1) 対象施設の現状

- 消防本部庁舎は、本庁舎別館に隣接し、昭和 58（1983）年建築の耐震基準を満たした施設です。
- 手宮出張所と高島支所は、昭和 45（1970）、昭和 46（1971）年にそれぞれ建設された施設で老朽化が進んでいますが、統合整備に向けて既に事業着手しています。
- 整備工場は老朽化が進んでいましたが、車両整備業務を民間委託に切り替えることにより、平成 30 年度（2018 年度）末に廃止済みです。

表 4-13 再編対象施設の概要

消防本部庁舎	3,661㎡ 昭和58(1983)年 建築	消防本部
		花園出張所
		情報システム課
		災害対策室
消防本部整備工場	406㎡	昭和36(1961)年 建築
消防署手宮出張所	732㎡	昭和45(1970)年 建築
消防署高島支所	305㎡	昭和46(1971)年 建築

上記の合計面積 約 5,100 ㎡

注）施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

(2) 再編内容

- 消防本部庁舎は、現施設を維持し、長寿命化改修により施設の延命化を図ります。なお、現市庁舎を建て替える際には、同一敷地内にある消防本部庁舎の老朽度合を踏まえ、必要に応じて消防本部庁舎も含めた検討を行う場合もあります。
- 手宮出張所と高島支所は、統合整備に向けて事業着手しており、整備後は両施設を廃止し、除却又は売却します。

表 4-14 再編内容

施設名	再編内容
消防本部庁舎	・現施設を維持する
消防署手宮出張所	・手宮出張所と高島支所を統合整備（仮称「消防署手宮支署」）する （事業着手済）
消防署高島支所	
消防本部整備工場	・平成30年度末で廃止済

(3) 施設再編に期待される効果等

手宮出張所と高島支所の統合

- 老朽化した消防庁舎を統合整備することにより、効率的に業務を実施することが可能となります。

4-8 郊外部の地区拠点施設について

(1) 施設の現状

- 塩谷地区には、昭和 57（1982）年に建築された塩谷児童センターと、昭和 53（1978）年に建築された塩谷サービスセンターがありますが、両施設は共に老朽化しています。
- 塩谷児童センターは耐震基準を満たした建物です。
- 銭函地区には昭和 50（1975）年に建築された銭函市民センターと、昭和 48（1973）年に建築された銭函サービスセンターがあり、共に老朽化しています。

表 4-15 再編対象施設の概要

【塩谷地区】

塩谷児童センター 312㎡ 昭和57(1982)年 建築	児童センター	173㎡
	放課後児童クラブ	58㎡
塩谷サービスセンター 255㎡ 昭和53(1978)年 建築	執務室・窓口	92㎡
	会議室等 (利用率14%)	88㎡

上記各室の合計面積 約 **410㎡**

旧消防署塩谷出張所 351㎡ 昭和53(1978)年 建築	選挙管理委員会 倉庫	

【銭函地区】

銭函市民センター 1,423㎡ 昭和50(1975)年 建築	集会室等	445㎡(利用率30%)
	体育室	540㎡(利用率97%)
	執務室等	114㎡
銭函サービスセンター 426㎡ 昭和48(1973)年 建築	執務室・窓口	77㎡
消防団第15分団詰所 66㎡ 昭和53(1978)年 建築		

上記各室の合計面積 約 **1,200㎡**

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。複合施設の場合は当該施設の専有分面積です。

機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

(2) 再編内容

- 塩谷児童センター内にある「放課後児童クラブ」は、塩谷小学校と離れた場所にあり、児童の安全性に課題があります。この課題を解決するために、放課後児童クラブを児童センターの機能とともに塩谷小学校に移転します。
- 塩谷サービスセンターは、塩谷児童センター跡を改修し、移転します。
- 銭函市民センターは、地域住民の活動拠点となっていることから改修を行い、老朽化した銭函サービスセンターと複合化します。

表 4-16 再編内容

施設名・建物名	再編内容
塩谷児童センター	<ul style="list-style-type: none"> ・塩谷小学校の一部を改修し、放課後児童クラブと児童センターの機能を移転する ・現在の建物は改修し、塩谷サービスセンターを移転する
塩谷サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・塩谷児童センター跡を改修し、移転する ・旧消防署塩谷出張所を利用した選挙管理委員会倉庫については移転先を検討する ・移転後、現在の建物を廃止し、除却又は売却する

施設名・建物名	再編内容
銭函市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の建物を改修し、銭函市民センターと銭函サービスセンターを複合化した施設として整備する ・銭函市民センター内に消防団第15分団詰所を移転し、当該建物は除却する
銭函サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・銭函市民センターを改修した複合施設へ移転する ・移転後、現在の建物を廃止し、除却又は売却する

(3) 施設再編に期待される効果等

塩谷地区

- 塩谷児童センターと放課後児童クラブを塩谷小学校に移転することで、児童の安全性が確保できます。
- 耐震基準を満たしている塩谷児童センター跡に塩谷サービスセンターを移転することにより、利用者の安全性が確保できます。また、これまで児童が専用で使用していた集会室や体育室を広く地域住民が利用できるようになります。

銭函地区

- 銭函市民センターに必要な改修を行うことにより、バリアフリー化の実施や、駐車スペースの拡大など、設備の改善が図られ、利用者の利便性が高まります。
- 地域の活動拠点となる市民センターとサービスセンターが複合化されることにより、これまで以上に施設利用者の増加が期待されます。

4-9 博物館分室機能について

(1) 対象施設の現状

旧石山中学校と旧北手宮小学校は、現在、博物館分室として活用されていますが、建物の老朽化が進行し、収蔵品の安全な保管に課題が生じています。

表 4-17 再編対象施設の概要

旧石山中学校(石山収蔵庫)	4,310㎡	昭和32(1957)年	建築
旧北手宮小学校 校舎	3,065㎡	昭和54(1979)年	建築
旧北手宮小学校 体育館	606㎡	昭和54(1979)年	建築

上記の合計面積 約 8,000 ㎡

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

(2) 再編内容

老朽化が著しい旧石山中学校の収蔵品を旧北手宮小学校及び商業高校跡に移転し、旧石山中学校は除却又は売却します。

表 4-18 再編内容

施設名・建物名	再編内容
旧石山中学校 (石山収蔵庫)	・旧北手宮小学校及び商業高校跡へ収蔵品を移転する ・現在の建物は廃止し、除却又は売却する
旧北手宮小学校	・必要な改修を行い、収蔵庫に博物館分室としての機能を持たせた施設として整備する

(3) 施設再編に期待される効果等

旧石山中学校(石山収蔵庫)の移転

- ・収蔵品を旧北手宮小学校及び商業高校跡に移転することで、老朽化が著しい旧石山中学校の除却又は売却が可能となり、維持管理費の削減に繋がります。

4-10 市場機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 公設青果地方卸売市場と公設水産地方卸売市場は、ともに1970年代に建築された建物群で構成されており、建物が老朽化しています。
- 旧高島魚揚場は、昭和35（1960）年に建てられた建物であり、老朽化が著しく進行しています。

表 4-19 再編対象施設の概要

公設青果地方卸売市場	6,389㎡	昭和47(1972)年 建築
公設青果地方卸売市場 冷蔵庫	1,008㎡	昭和47(1972)年 建築
公設青果地方卸売市場 倉庫	702㎡	昭和52(1977)年 建築
公設水産地方卸売市場 上屋	2,439㎡	昭和51(1976)年 建築
公設水産地方卸売市場 卸売場	1,822㎡	昭和52(1977)年 建築
公設水産地方卸売市場 検量施設	216㎡	昭和51(1976)年 建築
公設水産地方卸売市場 排水処理施設	129㎡	昭和53(1978)年 建築
旧高島魚揚場 上屋	1,998㎡	昭和35(1960)年 建築
旧高島魚揚場 事務所	328㎡	昭和35(1960)年 建築

上記の合計面積 約 15,000 ㎡

注) 施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

(2) 再編内容

- 公設青果地方卸売市場については、利用状況や取扱量の減少を踏まえ、施設規模の縮小に向けて、利用している事業者と協議を進めます。
- 公設水産地方卸売市場については、利用状況や取扱量の減少を踏まえ、施設規模の見直しを行い、建物改修又は現地建替えにより機能を維持します。
- 旧高島魚揚場については、老朽化が著しい建物であることから、現在の使用者との協議により、施設の在り方が定まるまでは当面維持します。

表 4-20 再編内容

施設名・建物名	再編内容
公設青果地方卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模の縮小に向け、利用している事業者と協議する 整備方針が定まるまでは現建物を当面維持する
公設水産地方卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> 上屋と卸売場を統合する 検量施設は建替え更新する 排水処理施設は廃止し、除却する
旧高島魚揚場	<ul style="list-style-type: none"> 施設の在り方を使用者と協議する 施設の在り方が定まるまでは当面維持する

(3) 施設再編に期待される効果等

公設水産地方卸売市場の上屋と卸売場の統合

- 上屋と卸売場を統合することにより、効率的に業務を実施することが可能となります。また、維持管理費の削減に繋がります。

4-11 その他機能を有する施設

(1) 対象施設の現状

- 文学館と美術館は一体の建物で、昭和27（1952）年に建築された古い建物ですが、近年設備更新や屋上防水工事を実施しています。
- 旧堺小学校内の市立高等看護学院、事業内職業訓練センター及び旧堺小学校記念室は、昭和37（1962）年建築の耐震性が未確認の施設であり、老朽化が進んでいます。
- 葬斎場は、平成3（1991）年建築で耐震基準を満たした施設です。
- 於古弐川店舗C棟は、河川上に設置された店舗棟であり、老朽化が進んでいます。

表 4-21 再編対象施設の概要

文学館	1,109㎡	昭和27(1952)年	建築
美術館	3,334㎡	昭和27(1952)年	建築
旧堺小学校 3,292㎡ 昭和37（1962）年 建築	市立高等看護学院 （体育館 405㎡を含む） 1,266㎡		
	事業内職業訓練センター 320㎡		
	堺小学校記念室 128㎡		
	貸付部分 522㎡		
葬斎場	2,129㎡	平成 3(1991)年	建築
於古弐川店舗C棟	724 m ²	昭和39(1964)年	建築

注）施設面積は、建物の延べ床面積です。機能の面積は、執務室等の合計です。トイレ・廊下・機械室などは含みません。

旧消防署塩谷出張所 (塩谷サービスセンター 2階部分)	(P 38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)
--------------------------------	---------------------------------

(2) 再編内容

- 文学館と美術館は、立地環境と建物の景観的価値を尊重し、施設機能を維持します。周辺環境に配慮し、必要な改修を行います。
- 旧堺小学校は、老朽化が進んでおり、耐震性が確認できていないことから、廃止に向け、各施設の移転先を検討し、廃止後は除却又は売却します。施設のうち、市立高等看護学院については商業高校跡へ移転します。なお、貸付部分については、廃止に向けて現在の使用者と協議を進めます。
- 葬斎場は、長寿命化改修により施設の延命化を図ります。
- 於古発川店舗C棟は、河川上に位置し、老朽化が著しい建物であることから、施設を廃止し、除却します。

表 4-22 再編内容

施設名	再編内容
文学館・美術館	・必要な改修を実施し、維持する
市立高等看護学院	・商業高校跡へ移転する
事業内職業訓練センター	・施設の移転先が決定するまでは、現施設を当面維持する ・旧堺小学校の廃止に向けて、移転先を検討し、廃止後は除却又は売却する
堺小学校記念室	
葬斎場	・長寿命化改修を行い施設の延命化を図る
於古発川店舗C棟	・現施設を廃止（除却）する
旧堺小学校 貸付部分	・旧堺小学校の廃止に向けて、現在の使用者と協議し、廃止後は除却又は売却する
旧消防署塩谷出張所 (塩谷サービスセンター 2階部分)	(P38、「4-8 郊外部の地区拠点施設について」を参照)

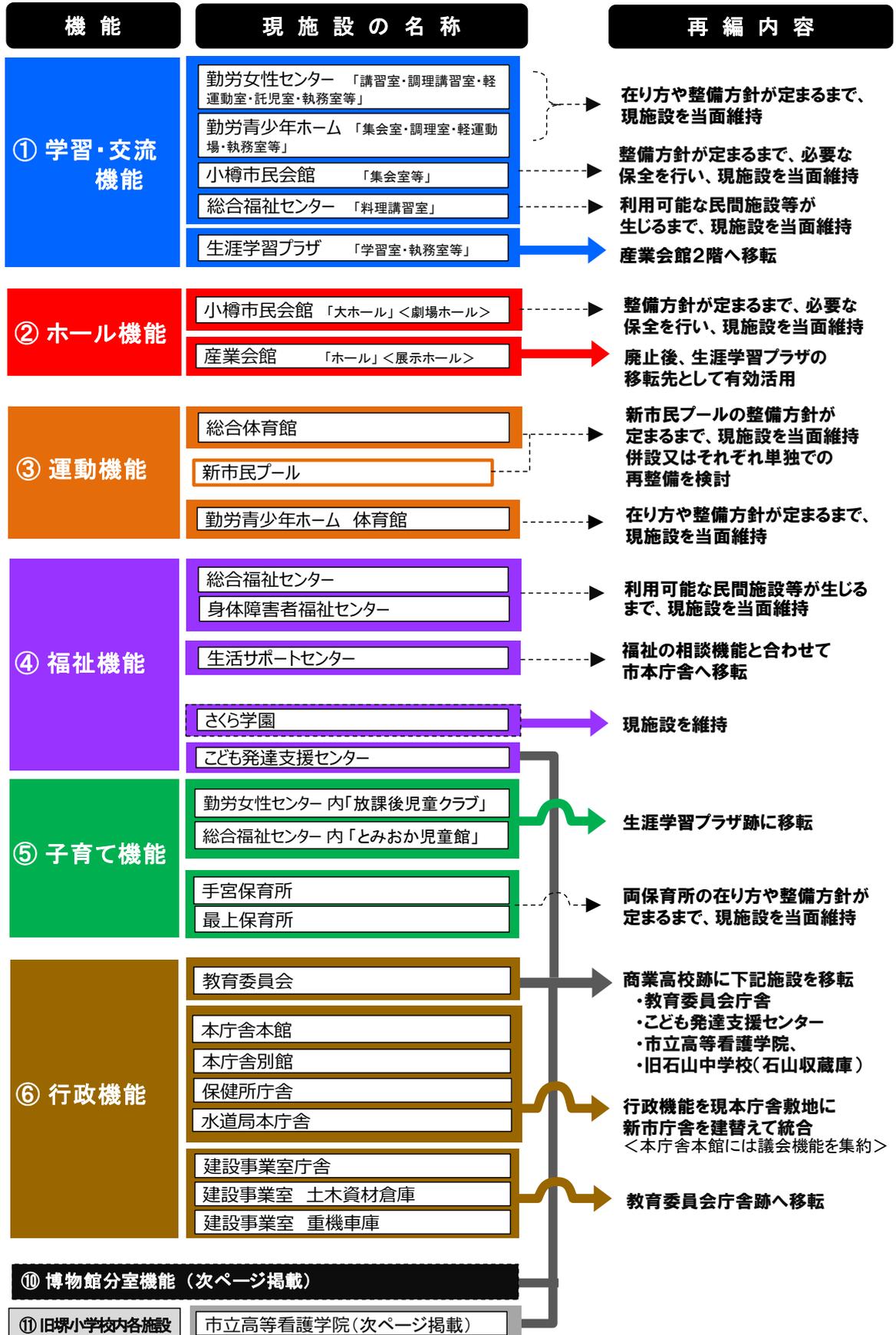
(3) 施設再編に期待される効果等

市立高等看護学院の移転

- 耐震基準を満たしている商業高校跡の建物に移転することで、学生等の安全性が確保できます。
- 商業高校跡に移転することで、実習スペースが広くなることや新たに視聴覚教室等の設置が可能となり、より充実した教育環境が整います。
- 商業高校跡に移転することで、小樽商科大学や海上技術短期大学校との連携や交流が期待できます。

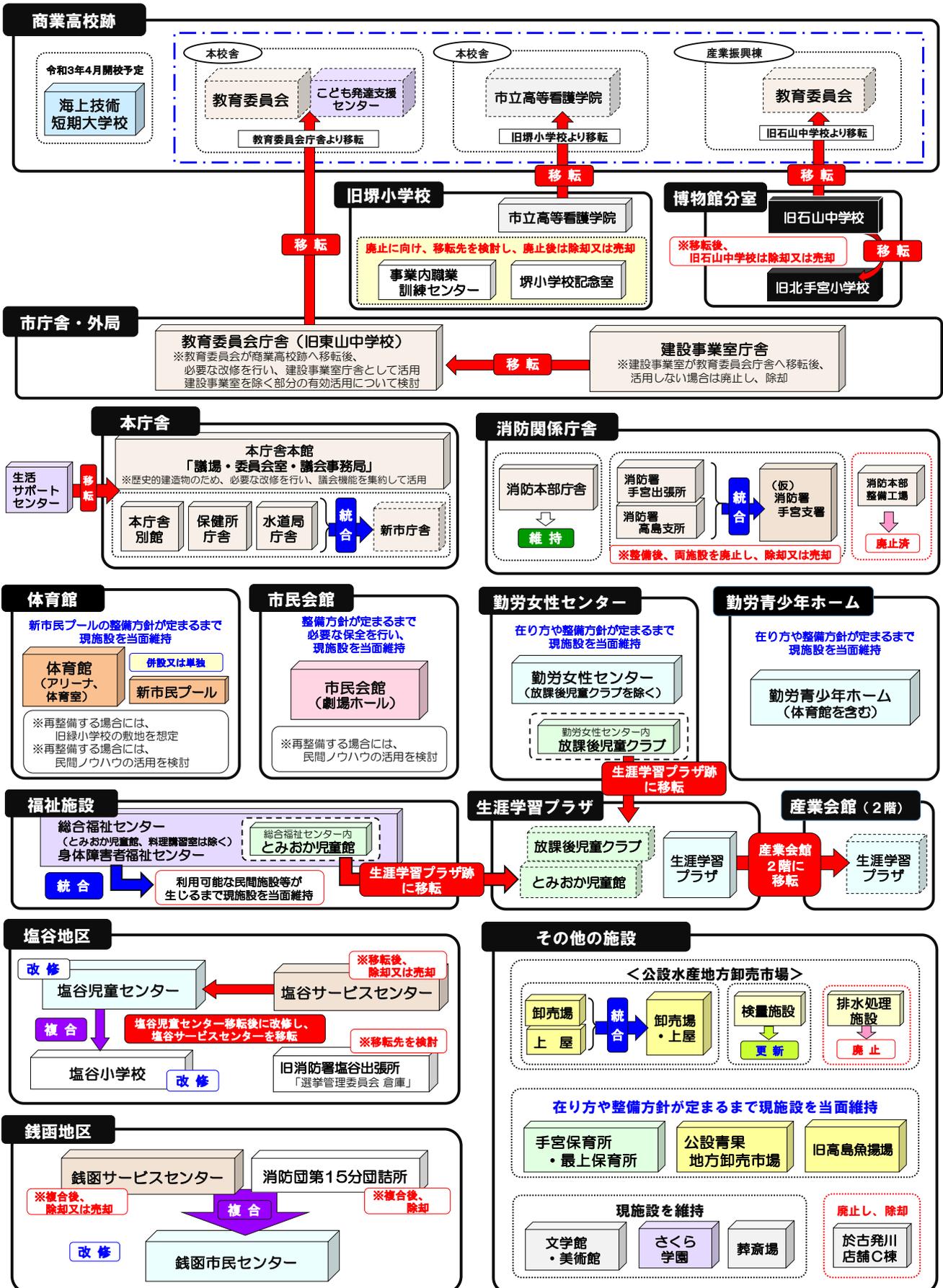
4-12 施設再編案のまとめ

(1) 機能別の全体像





(2) 施設別の全体像



4-13 民間連携の検討

事業コストの削減や、より質の高い公共サービスを提供するためには、PPP/PFI手法（※1）の活用など、民間事業者との連携の検討が必要です。

事業実施段階においては、改めて多様な民間事業者との連携手法について、サウンディング型市場調査（※2）などにより民間側の意向（市場性等）を踏まえて事業手法を検討する必要があります。

再編後の各施設の運営においては、指定管理者制度（※3）の導入のみならず、包括施設管理委託（※4）や公設民営手法の導入など、管理経費節減の検討を行う必要があります。

以上のことから、再編計画の実現段階においてはPPP/PFI手法の活用など民間事業者との連携について検討の上、事業を進めることとします。

◆補足（用語説明）

※1 PPP/PFI手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、ノウハウおよび技術力を活用して行う手法であり、事業費削減や公共サービスの向上につながるものです。

※2 サウンディング型市場調査

市有地などを有効活用するため、その活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め「対話」を通じて市場性等を把握する調査のことです。

※3 指定管理者制度

地方公共団体により指定された指定管理者が、公の施設の管理運営を代行する制度です。

※4 包括施設管理委託

個別の公共施設の管理委託を関連する一連の業務などに着目して、複数の施設の管理業務を一本化し、民間事業者へ委託することです。

スケールメリットにより、民間事業者のノウハウなどを生かせる範囲が広くなり、施設の維持管理、運営業務、また経費などで一層の効率化を目指すことができる手法です。